

## 第1章 共に支えあって暮らすために

### 1 啓発・理解促進

#### 現状と課題

2016（平成28）年7月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件は、障がいや障がいのある人への偏見や差別的思考から引き起こされたものであり、このような事件が再び起こるようなことがあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきており、こうした事件で障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。

2016（平成28）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、11年が経過しました。2024（令和6）年4月には、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な変更点として「障害者差別解消法」が改正されましたが、現在も、障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、大阪市においても、様々な分野で、障がいを理由とする差別と思われる事案が発生しています。

~~2024（令和6）年4月には、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な変更点として「障害者差別解消法」が改正されます。~~

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが必要です。

大阪市では、市民一人ひとりが「人権が尊重されるまち」になったと実感し、住んで良

かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」の実現をめざして、「大阪市人権行政推進計画 ~~「人権ナビゲーション」~~」を策定し、「~~「人権教育・啓発」を「人権が尊重されるまち」~~  
~~へ導くための原動力(エンジン)~~と位置づけ人権教育・啓発をはじめとする取組を継続的・総合的に推進しています。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる社会を実現するため、本計画の基本方針について市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

これまで身体障がいや知的障がいをはじめ、様々な障がいに関する理解促進に取り組んできましたが、まだ十分に理解が進んでいるとは言えません。精神障がいのある人は、現在も根強い差別と偏見の対象になっており、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深める必要があります。

大阪市では、2021（令和3）年2月から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置し、障がいの有無にかかわらず安心して自分らしく暮らすことができるよう重層的な連携による支援体制づくりに取り組んでいます。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築においては、精神疾患・精神障がいに関する普及啓発が最も重要な要素の一つとされており、市民一人ひとりの態度や行動の変容につながる普及啓発が求められています。

発達障がいについては、2011（平成23）年の「障害者基本法」の改正において、「障がい」の定義の中に「発達障がい」が明確に位置付けられました。また、2016（平成28）年8月に施行された改正「発達障害者支援法」において、発達障がいのある人の支援は「社会的障壁」を除去するために取り組まなければならないことが基本理念として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるための取組が必要です。

感染症や難病については、誤った知識により差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

補助犬に関しては、2002（平成14）年10月に「身体障害者補助犬法」が施行され、社会の理解が進む一方で、不特定多数の人が利用する民間施設に**おける、同伴拒否等の**相談が寄せられています。引き続き、補助犬の施設等への受入れが進むよう、普及啓発が必要です。

学校等においては、障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取組が必要です。

大阪市においては、区役所、区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センターに「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」を設置し、差別事案などに関する相談に対応しています。障がいのある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現のためには、市民や事業者に対しての周知啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要です。

また、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、「大阪市障がい者施策推進協議会」の専門部会として「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置し、相談事例等の共有や、実効性のある取組に関する協議を進めています。

大阪府では、法律に先行して2021（令和3）年4月に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、大阪府域を含む大阪府内において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、紛争事案の解決等がより円滑に進むよう体制が整えられています。

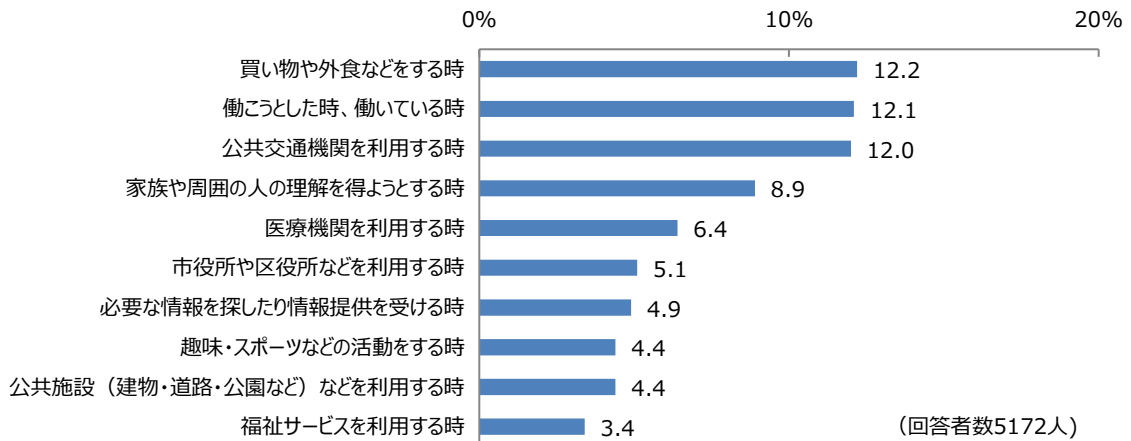
大阪市としては、障がいを理由とする差別の解消のために、引き続き、あらゆる関係機関と連携して周知啓発を行うなど効果的な取組を進めていかなければなりません。

また、住まいの確保や住みやすい環境を整備する観点からの住宅部局等との連携強化をはじめ、それぞれの部局において障がい理解に基づいた施策を進めることができるよう、連携を強化する必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025(令和7)年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がいを理由に不快(差別)や不便さを感じた時【複数回答】(障がい者本人用調査)

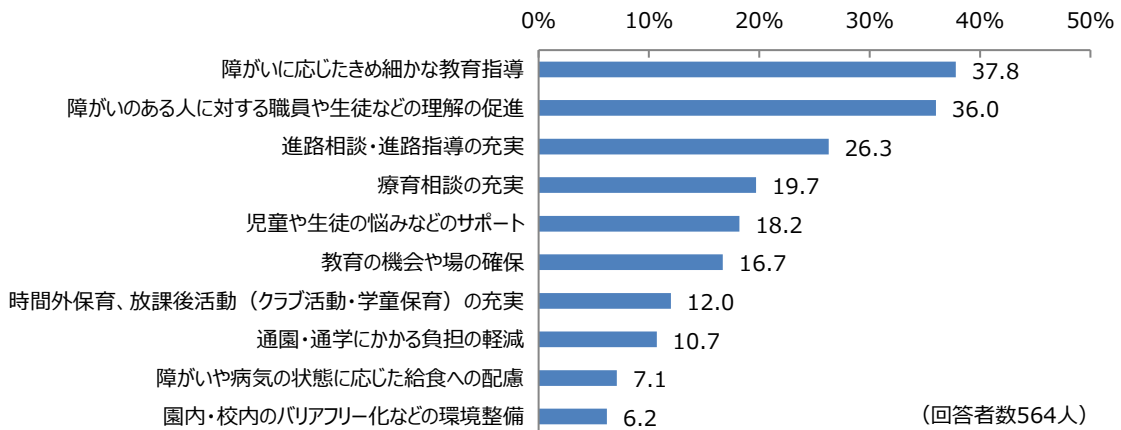
(上位10項目のみ掲載)



様々な場面において、障がいを理由に不快(差別)や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に関する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】(障がい者本人用調査)

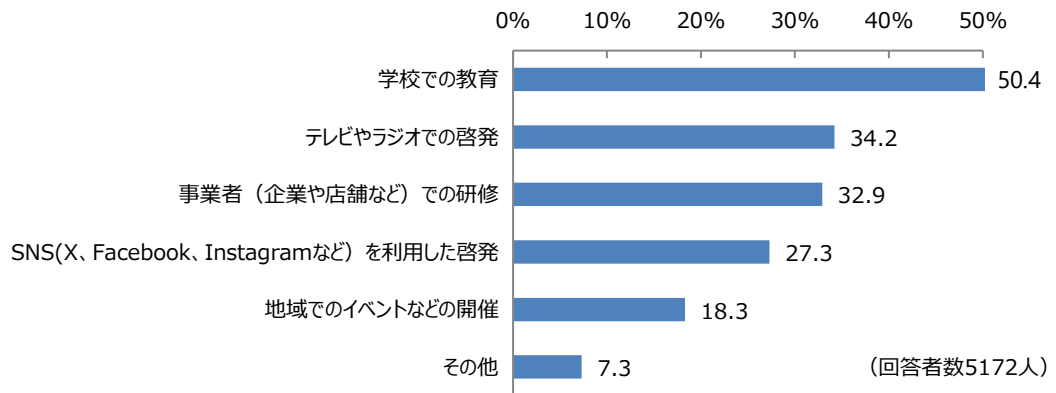
(上位10項目のみ掲載)



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」を回答された方が多く、障がいのある人に関する理解促進のための啓発活動が求められています。

## ○ 障がい者を理由とした差別や偏見をなくすために必要だと思うこと【複数回答】

(障がい者本人用調査)



「学校での教育」が最も多く、こどもの頃からの理解の促進や、様々な媒体での幅広い啓発・研修などが求められています。



## ( 課 題 )

- ① 啓発・広報の推進
  - ア 啓発・研修の充実
  - イ 広報の充実
- ② 人権教育・福祉教育の充実
- ③ 障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組
  - ア 相談対応機能の強化
  - イ 障がい者差別解消支援地域協議部会での協議
  - ウ 他都市との連携

## 施策の方向性

### (1) 啓発・広報の推進

障がいのある人の日常生活や社会参加を制約している社会的障壁を取り除くために、障がいに関する正しい理解を広め、市民意識の高揚を図れるよう、市民や地域団体と協働しながら、理解促進に取り組みます。

#### ア 啓発・研修の充実

- ・ 「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動において、関係者が協力し広く市民の参加を求め、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- ・ 市民、事業者、地域活動協議会<sup>1</sup>、地縁団体、NPO、社会福祉法人など、地域のさまざまな活動主体に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。
- ・ とりわけ、「障害者差別解消法」が改正され、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う事業者すべてに合理的配慮の提供が義務化されたことから、広く事業者に対して法制度の趣旨の理解を深められるよう、さまざまな機会を通じて周知・啓発を行います。
- ・ 精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や当事者を交えての精神保健市民講座(心のサポーター養成講座等)の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。
- ・ 広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。

<sup>1</sup> 地域活動協議会の名称は、「まちづくり協議会」「ふれあい協議会」「地域まちづくり実行委員会」など地域によって異なります。

- ・ HIV陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、HIV感染症に関する理解の促進に努めます。
- ・ 発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、情報提供や理解促進に努めます。
- ・ 外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの人に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク<sup>2</sup>」の普及を大阪府と連携して進めます。
- ・ 市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動<sup>3</sup>」の取組を進めます。
- ・ 障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。
- ・ 補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携を図りながら、普及啓発に努めます。
- ・ 障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。

---

<sup>2</sup> 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのことです。

<sup>3</sup> 様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

- ・ 障がいや障がいのある人への理解促進に向け、全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組みます。

## イ 広報の充実

- ・ テレビ・ラジオ・広報紙等のマスメディアやSNS・デジタルサイネージ等を活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。
- ・ 様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

## (2) 人権教育・福祉教育の充実

こどもの頃から、障がいや障がいのある人に関する認識と理解を深められるよう、教育実践・学習機会の充実を図ります。

- ・ 各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。
- ・ 障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、地域の住民や福祉施設、関係団体との連携・協働による地域レベルでの人権教育・福祉教育の充実に努めます。
- ・ こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、**小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。**小学生には作成した福祉読本を教育現場で活用し、福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。中学生には福祉教育プログラムを企画・実施し、多様性を認め合い、地域共生社会の一員として支え合う意義や福祉の仕事への理解を深める機会を提供します。

### (3) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

相談対応力の向上に取り組むとともに、個別の相談事例を通じて効果的な取組を検討し、障がいの理解を深めるための研修・啓発につなげます。

#### ア 相談対応機能の強化

- ・ 「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」の周知を図り、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- ・ また、合理的配慮の提供<sup>4</sup>に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。

#### イ 障がい者差別解消支援地域協議部会での協議

- ・ 引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。
- ・ また、相談事例から見てきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

#### ウ 他都市との連携

- ・ 障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要な場合があります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。

<sup>4</sup> 障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

## 2 情報・コミュニケーション

### 現状と課題

コミュニケーションや情報取得等の保障は、障がいのある人が、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた配慮や支援が必要です。

2025（令和7）年6月25日には手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進に取り組むとする「手話に関する施策の推進に関する法律」が公布・施行されました。

大阪市では、2016（平成28）年1月に施行した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、2017（平成29）年3月に「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定しており、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現をめざしています。

~~本市の条例制定と同じ年に「全国手話言語市区長会」が設立され、手話言語条例等を制定する動きは全国に拡大しています。~~

2020（令和2）年度には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、大阪市としても計画に基づく取組が求められています。

2022（令和4）年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、可能な限り、障がいのない人が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるようにしていくことが求められています。

デジタル技術の革新が進むなか、新たな情報格差が生じることのないよう、障がいのある人の情報通信機器等の円滑な利用を進め、情報バリアフリーを推進する必要があります。

大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していきます。



( 課 題 )

① わかりやすい情報発信

ア 多様な情報提供

② 意思疎通・情報へのアクセスの支援

ア コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実

イ 環境の整備

## 施策の方向性

### (1) わかりやすい情報発信

障がいのある人が、社会の一員としてあらゆる活動に参加することができるよう、障がいの状況や特性に応じたわかりやすい情報発信や、ICT等を活用した情報提供に取り組みます。

#### ア 多様な情報提供

- ・ 障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や、地域での生活に必要な情報を、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- ・ 障がいのある人をはじめ、誰もが情報や機能を利用しやすい大阪市ホームページを運用します。
- ・ 障がいのある人やその家族が利用できる制度や施設を紹介した「福祉のあらまし」を作成し、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- ・ 知的障がいのある人への福祉サービスに関して、「やさしい日本語」で書いた「“はーとふる”ガイド」を作成し、障がいの状況に応じた情報提供に取り組みます。
- ・ 音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICTを活用した情報提供を進めます。
- ・ ルビやイラスト、コミュニケーションボードなどを活用して、さまざまな障がいに配慮した、わかりやすい情報提供に努めます。
- ・ 障がいのある子どもに対して、タブレットやノートパソコン、電子黒板などのICTを活用した授業づくりを進め、支援のあり方についてさらなる研究を行います。
- ・ 国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取り組む体制づくりの検討を進めます。

## (2) 意思疎通・情報へのアクセスの支援

コミュニケーション手段の充実や、情報へのアクセシビリティの向上に取り組み、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

### ア コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実

- ・ 手話通訳、要約筆記、電話リレーサービス<sup>5</sup>、NET119<sup>6</sup>などにより、聴覚障がいのある人の意思疎通の支援の推進に取り組みます。
- ・ 手話への理解の促進や、手話による意思疎通の支援に関する施策が、大阪市の施策全体に広がるように各所属の連携強化に努めます。
- ・ 聴覚に障がいのあるこどもが手話による円滑なコミュニケーションを確保できるよう、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等と連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- ・ 点字、録音、対面朗読などにより、視覚障がいのある人が情報にアクセスしやすくなるような支援の推進に取り組みます。
- ・ 音声読み上げソフトや拡大読書器の普及により、情報を自由に入手できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。

<sup>5</sup> きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービスのことです。

<sup>6</sup> 聴覚や発話に障がいのある人のための緊急通報システムのことです。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。

## イ 環境の整備

- ・ 障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、その使用方法等を学ぶ機会の確保に取り組むとともに、各所で開催されている講座等の周知に努めます。
- ・ 市立図書館や学校図書館、点字図書館等において、各館の特性や利用者のニーズに応じた、円滑な利用のための支援の充実を図るため、関係部局・機関が協働して取り組を進めます。また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）で地方公共団体における計画の策定が努力義務とされていることを踏まえ、読書バリアフリー推進に向けた施策の指針となる「大阪市読書バリアフリー計画（仮称）」を令和8年度中に策定します。
- ・ 市立図書館においては、点字図書や録音図書をはじめとしたアクセシブルな書籍等の収集や製作を継続し、学校においては、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進する立場のもとに市立図書館等との連携を一層進め、障がいのある人一人ひとりのニーズへの対応を行います。

## 第2章 地域での暮らしを支えるために

### 1 権利擁護・相談支援

#### 現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

福祉サービスは、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定に基づいて利用することが前提となりますが、必要な情報の収集や判断が困難な場合もあることから、サービス利用に関する支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度<sup>7</sup>を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

成年後見制度の利用に関しては、2016（平成28）年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、また、2017（平成29）年3月に策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」では「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の重要性が掲げられ、2022（令和4）年3月に策定された第二期計画においても引き続き推進することとされていることから、国の制度改正等の動向を踏まえつつ、地域の関係機関等が適切に連携を図っていく必要があります。

2017（平成29）年3月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人も、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定を支援することが求められています。

<sup>7</sup> 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

また、福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市においても、社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応を検討していくことが重要です。

相談支援については、2012（平成24）年度より、各区1か所の障がい者相談支援センターと、その後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。2018（平成30）年度からは各区の障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置付けるとともに、障がい者相談支援調整事業を実施し、地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるように、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。

指定相談支援事業所については、~~事業所数は着実に増えている~~2026（令和8）年度に報酬の見直しが図られたものの、依然として、報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことから、事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声が寄せられています。事業所数は着実に増えていますが、障がい福祉サービスの新規利用者数が年々増える中、相談支援の必要性は高まる一方であり、必要とする人が適切に相談支援を利用でき、いわゆる「のぞまないセルフプラン」が生じることのないよう更なるサービス提供体制の確保が求められています。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を、地域の実情に応じて整備する「地域生活支援拠点等」の整備を進め、地域生活を支える体制を構築していく必要があります。

ひきこもりや家族（支援者）の高齢化などを背景に、社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化しており、複合的な課題を抱えた世帯への一体的な支援が重要となっています。支援につながっておらず地域で孤立している場合には、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要です。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成28）年8月に施行された改正「発達障害者支援法」では、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。適切な支援を行うにあたっては、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することも重要です。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市及び各区に地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会では、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた取組を進める必要があります。

2024（令和6）年4月に施行された改正「障害者総合支援法」において、区地域自立支援協議会の役割として個別事例について情報共有することが明記され、個別課題の分析から地域課題を抽出し、解決を促進する取組が一層求められています。

2026（令和8）年4月に施行された「高次脳機能障害者支援法」では、高次脳機能障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。適切な支援を行うにあたっては、高次脳機能障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することも重要です。

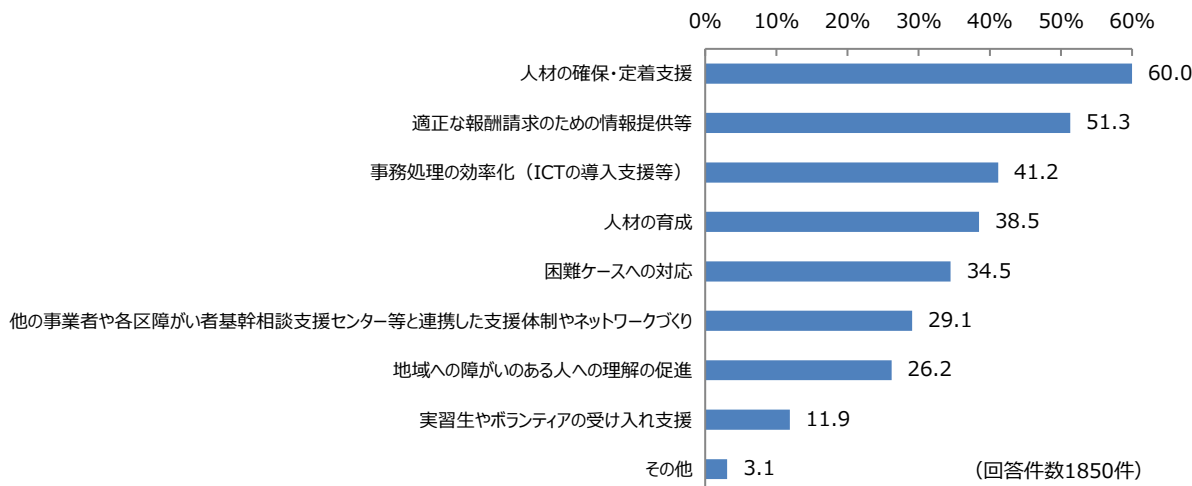
障がいのある人に対する虐待への対応については、2024（令和6）年度は虐待の通報及び届出が871件（養護者による虐待756件、施設等の従事者による虐待97件、利用者による虐待18件）、実際に虐待と判断した件数が79件（養護者による虐待55件、施設等の従事者による虐待24件、利用者による虐待0件）となっており、虐待の通報及び届出件数は依然として多い現状にあります。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題に対する行政の支援を望む内容【複数回答】

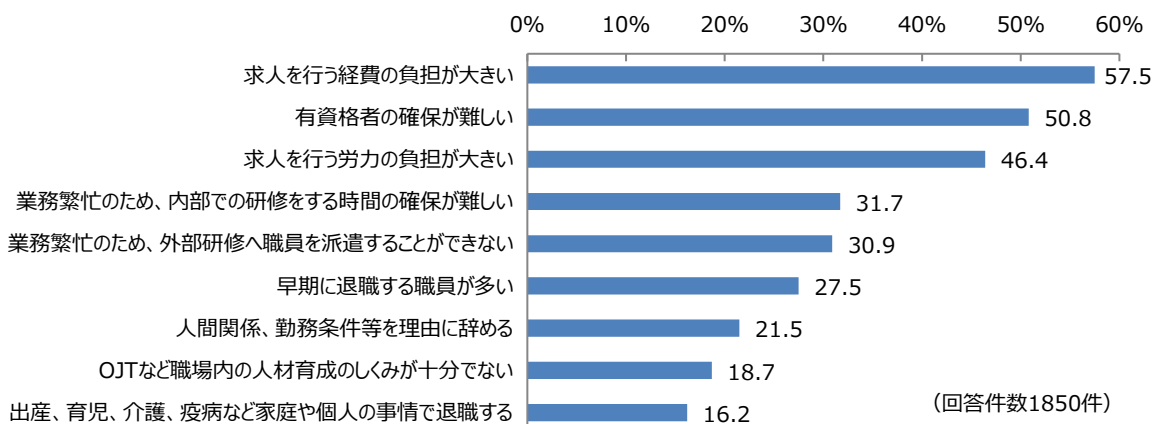
（サービス事業者調査）



「人材の確保・定着支援」がもっとも多く、次いで「適正な報酬請求のための情報提供等」となっており、サービス提供事業者において人材の確保・育成や報酬算定基準の複雑さが大きな課題であり、行政による支援が望まれています。

○ 人材確保・定着・育成に関する課題【複数回答】（サービス事業者調査）

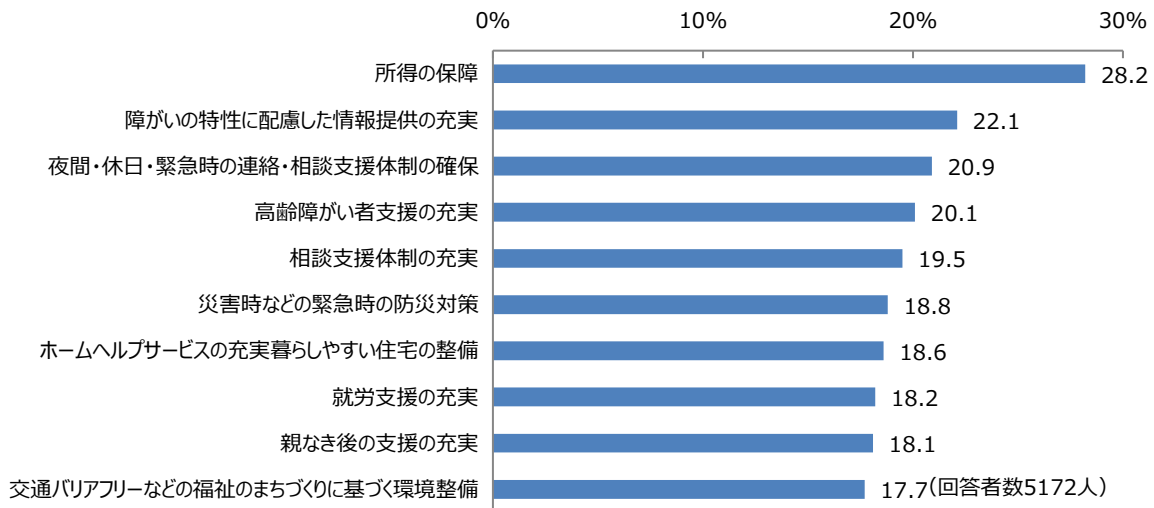
（上位10項目のみ掲載）



「求人を行う経費の負担が大きい」「有資格者の確保が難しい」が50%以上となっており、求人を行う負担及び人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。

○ 障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

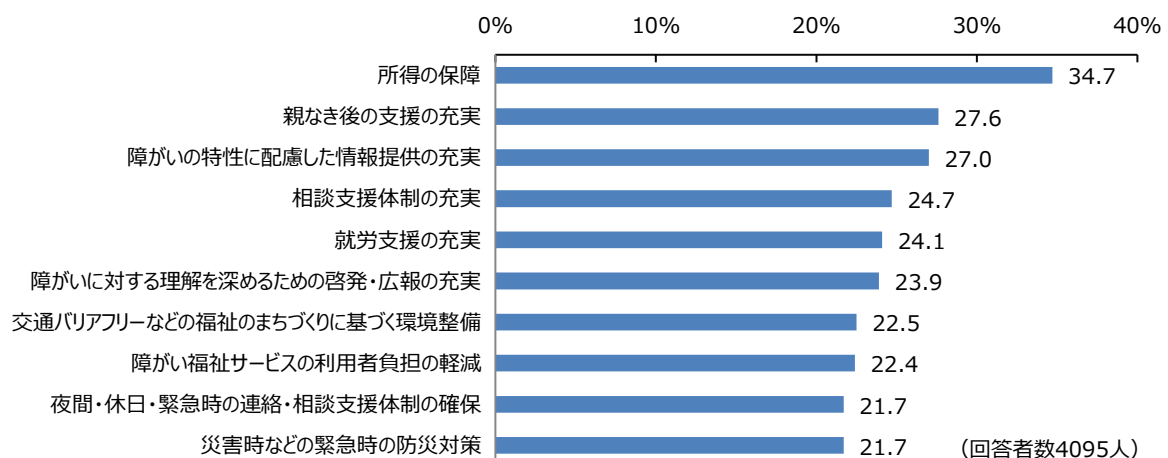
（上位10項目のみ掲載）



障がいのある方への取組について望むことでは、「所得の保障」に次いで「障がいの特性に配慮した情報提供の充実」と回答された方が多く、また「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」と回答された方が20.9%となっており、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

○ 障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】（障がい者家族用調査）

（上位10項目のみ掲載）



家族への調査では、「親なき後の支援の充実」「障がい特性に配慮した情報提供の充実」と回答された方が多く、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことが求められています。



( 課 題 )

- ① サービス利用の支援
  - ア 福祉サービスの適切な利用
  - イ 人材の確保・資質の向上
  - ウ 成年後見制度の利用の促進
  
- ② 相談支援及びその体制の充実
  - ア 相談支援事業の充実
  - イ 相談支援体制の強化
  - ウ 地域自立支援協議会の活性化
  
- ③ 虐待防止のための取組
  - ア 障がい者虐待の防止のための啓発
  - イ 養護者等による虐待への対応
  - ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応
  - エ 利用者による虐待への対応
  - オ 関係機関の連携体制の構築
  - カ 精神科病院における精神障がい者虐待への対応

## 施策の方向性

### (1) サービス利用の支援

利用者の意思に基づいた福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、それを支える仕組みの活用を促進します。

#### ア 福祉サービスの適切な利用

- ・ ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- ・ 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用を促します。
- ・ 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。
- ・ 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、本市内の事業所の情報の公表率及び更新率の向上を図り、サービス利用の適切な支援につながるよう努めます。

#### イ 人材の確保・資質の向上

- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着の中核施設とし、人材の確保に取り組む福祉施設・事業所を支援する研修や、人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修を実施するとともに、ハラスメント対策、多職種や他事業所との連携の推進に取り組みます。
- ・ 福祉人材養成に係る関係団体のネットワークを構築し、関係団体等で構成する連絡協議会を開催し、人材の育成等に係る調査研究等に取り組みます。
- ・ ~~資格等を持ちながら職に就いていない人を対象とした復職支援研修や、事業者向けの~~

~~求人・広報力向上研修等のほか、人材のすそ野の拡大に向けたアシスタントワーカー（いわゆる介護助手）の導入など、人材の確保を支援する取組を実施していきます。~~

~~人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修、ハラスメント対策、多職種や他事業所との連携の推進に取り組むとともに、事務負担の軽減や業務の効率化等に取り組めます。~~

- ・ 障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- ・ 国や府との役割分担や制度の動向等を踏まえ、人材の確保等について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

## ウ 成年後見制度等の利用の促進

- ・ 判断能力が **十分ではない人** であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。
- ・ 成年後見制度の認知度はいまだ高いと言える状況ではなく、引き続き、効果的な周知方法等を検討し、制度理解を促進します。
- ・ 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- ・ 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

## (2) 相談支援及びその体制の充実

複雑多様化する相談にも応じられるよう、相談支援体制の充実に取り組み、他分野の支援機関を含む関係機関との連携体制を強化します。

## ア 相談支援事業の充実

- ・ 各区に設置する障がい者基幹相談支援センターが、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- ・ 相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図ります。
- ・ 区障がい者基幹相談支援センターと、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）が連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。
- ・ 複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携して適切な相談支援に努めます。
- ・ 各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。
- ・ ピアサポーター等の当事者スタッフが、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら、ピアの立場から相談に応じ、障がいのある人の自立を進めます。
- ・ 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援を必要とする人が適切に利用できるよう、相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に求めています。

## イ 相談支援体制の強化

- ・ 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関が相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。
- ・ 既存の仕組みでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政

が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

- ・ 見守り相談室<sup>8</sup>では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。
- ・ 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応します。
- ・ ヤングケアラーを含め家族が介護を担っている世帯等に対しては、障がいのある人と介護者の双方が自分らしい生活を送れるよう、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるほか、関係機関との連携により適切な支援につなげるよう取り組みます。
- ・ 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。
- ・ **高次脳機能障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、相談支援体制の整備、普及啓発、人材育成、支援ネットワークの構築等に取り組みます。**
- ・ 精神障がいのある人の複合的課題に対応するため、地域における精神保健福祉相談の充実を図り、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター**等関係機関**の連携強化を図ります。
- ・ こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）**等**は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行への対応について、相談支援事業所**等**への専門的な助言・指導を行います。
- ・ 改正「精神保健福祉法」で創設された入院者訪問支援事業において、精神障がいのある人の意向に応じて訪問支援員を派遣し、生活に関する相談や必要な情報提供等を行い、精神障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- ・ 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基

<sup>8</sup> 「自ら相談できない人」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

## ウ 地域自立支援協議会の活性化

- ・ 市及び区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・保育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っていきます。
- ・ 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化し、地域課題や困難事例の解決が進むよう取り組みます。また、様々な分野の関係機関によるネットワークを構築し、各機関や事業所の円滑な連携と適切な支援の推進に努めます。
- ・ 改正障害者総合支援法において、地域自立支援協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による情報提供についての努力義務が設けられたことから、個別事例の検討を通じて地域の支援体制の整備が進むよう、必要な体制確保に取り組みます。
- ・ 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会の更なる活性化に向けて、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。また、区地域自立支援協議会が集約を行う諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進めます。

### (3) 虐待防止のための取組

虐待は重大な権利侵害であり、障がいのある人への虐待を防止するための啓発や研修に努めるとともに、事案に対しては、速やかに適切な対応を行います。

#### ア 障がい者虐待の防止のための啓発

- ・ 虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

#### イ 養護者等による虐待への対応

- ・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者

の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。

- ・ 休日・夜間を含めた通報受付体制を整備し対応を行うとともに、養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じ、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。
- ・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

#### ウ 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

- ・ 障がい福祉サービス事業者等に対して、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めます。
- ・ 虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係部局と連携し、速やかに事実確認を行います。また、虐待事案については、事業者に対して再発防止のための改善を求めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。

#### エ 使用者による虐待への対応

- ・ 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

#### オ 関係機関の連携体制の構築

- ・ 障がい者・高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を市と各区に設置し、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、虐待防止の適切な実施等に向けて取り組みます。

#### カ 精神科病院における精神障がい者虐待への対応

- ・ 改正「精神保健福祉法」において、精神科病院における精神障がい者虐待について通報制度が規定されましたが、通報を受けた場合の立入検査や改善指導等だけでなく、精神

科病院職員への人権問題に関する啓発や療養環境の向上に向けた取り組み等を通じた虐待の未然防止を推進します。また、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、予告期間なしに実地指導を実施します。

## 2 生活支援

### 現状と課題

障害者総合支援法については、2022（令和4）年12月に一部改正法が公布され、**2025（令和7）年10月より新たなサービスとして**「就労選択支援」が創設されるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、福祉サービスを必要とする人が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、**新たな制度のもとで**円滑にサービス提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのある子どもへの支援については、2024（令和6）年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されるとともに、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。また、障がい児入所施設から成人としての生活への円滑な移行調整を進めるために、協議の場を設け関係者との連携及び調整を図**っていく必要があることが求められています。**

**児童発達支援や放課後等デイサービスについては、提供される支援の内容が多様で、数は増えているものの、支援の質の観点からも大きな開きがあるとされていることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。**

加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があります、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。

また、2021（令和3）年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケアの必要な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを育てることができる社会を実現することが目的とされており、医療的ケアの必要な児童及びその家族を支援するためにも、身近な地域で必要な支援が受けられるよう短期入所事業等の支援の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、

保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

2018（平成30）年度から制度化された共生型サービスについて、今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

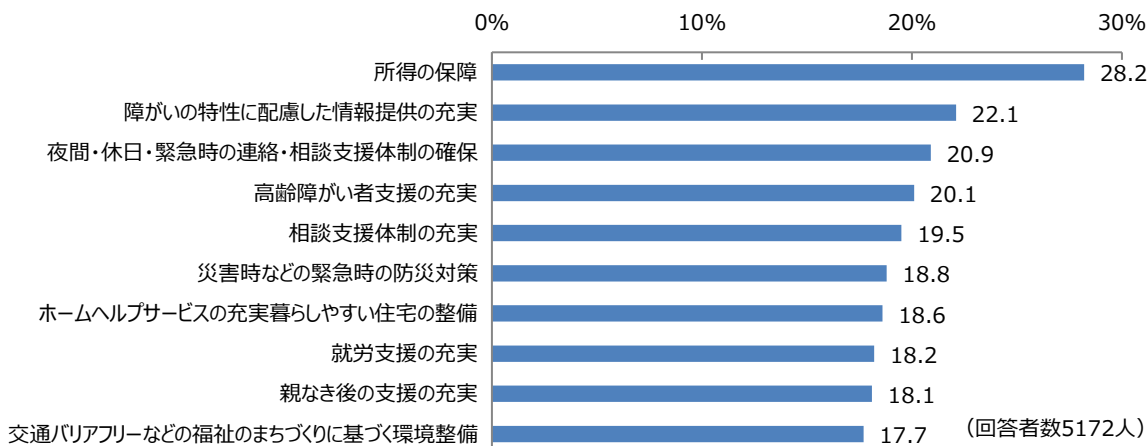
また、強度行動障がいなど、重度の障がいのある人の地域生活を支えるため、身近な地域のサービス提供事業者が、適切かつ専門的な支援を行うことができるよう、スキルアップを図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

障がい福祉サービス事業所数が年々増加し、支援を必要とする人がサービスを利用しやすい環境が整う一方で、サービスの質の確保が課題となっており、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。そうした中、就労継続支援B型について、第7期障がい福祉計画に定める必要な見込量を大幅に超える供給量が確保されていることから、適切な量を維持し、サービスの質を確保することを目的として、2026（令和8）年8月から2027（令和9）年7月までの新規指定にかかる総量規制を実施しました。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

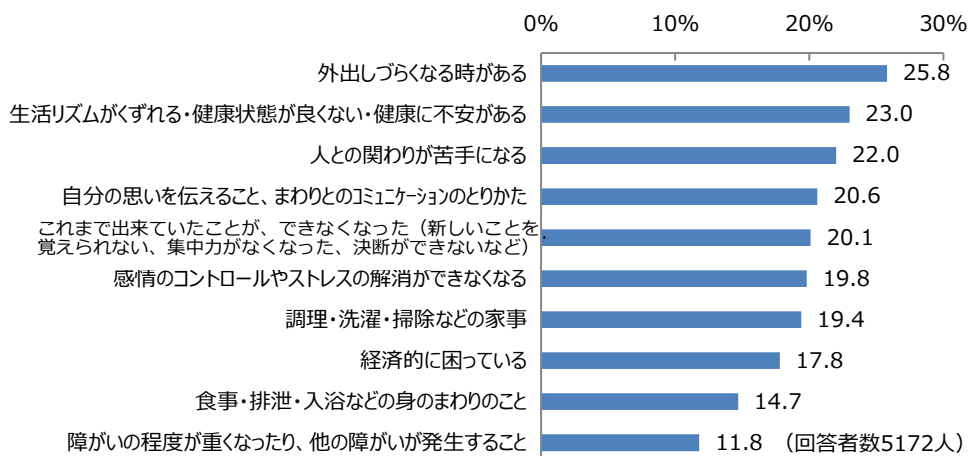
（上位10項目のみ掲載）



障がいのある方への取組について望むことでは、「所得の保障」を望む方が最も多くなっています。

○ 障がいによって困っていること【複数回答】（障がい者本人用調査）

（上位10項目のみ掲載）



障がいによって困っていることでは、「外出しづらくなる時がある」「生活リズムがくずれる・健康状態が良くない・健康に不安がある」「人との関わりが苦手になる」と回答された方が多く、地域における居宅内及び外出時の支援が求められています。



## 施策の方向性

### (1) 在宅福祉サービス等の充実

在宅において、個々の状況やニーズに応じたサービスが利用できるよう、必要な取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

#### ア 訪問系サービス及び短期入所の充実

- ・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについて、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。
- ・ 2018（平成 30）年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となり、さらに2024（令和6）年4月から対象が拡大されましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について国に働きかけていきます。
- ・ 移動支援事業について、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に働きかけていきます。
- ・ 短期入所について、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であることから、安定して事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。
- ・ サービスの利用が必要な時に円滑に利用できるよう、情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

## イ 地域生活支援拠点機能の充実

- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」を担う市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、「地域生活支援拠点等」の登録事業所数の拡大および機能の充実を図ります。

## ウ 福祉用具利用や住宅改修に関する相談事業の推進

- ・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。
- ・ 住宅の改修についての具体的な相談の実施及び改修費助成事業の推進を図ります。

## エ 所得保障の充実

- ・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に働きかけます。

## (2) 居住系サービス等の充実

安心・安全に地域で暮らすことができる「住まい」を確保できるよう、グループホームの整備を促進し、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- ・ 「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のとおり引き続き国に働きかけていきます。
  - 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること

- グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること
- 2024（令和6）年4月から支援の実態に応じた日中支援加算の見直しが行われましたが、引き続き入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うなど、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬の単価を設定すること
- 医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること
- 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること
- ・ グループホームの整備促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。
- ・ また、本市においては、強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れを促進するため、重度障がいのある人を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。

### （3）日中活動系サービス等の充実

障がいの状況やニーズに応じた多様な日中活動を支援できるよう、適切な事業実施に向けた取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- ・ 生活介護について、送迎加算の拡充や重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。

- ・ 自立訓練について、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。
- ・ **就労系サービス就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援**については、障がいのある人の就労を進めるうえで重要なサービスです。支援がより効果的に行われるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。また、多様な働き方のニーズに対応するなど、利用者の希望を踏まえた事業運営が行われるよう、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ **今後新たに創設されるとりわけ就労選択支援事業**については、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。
- ・ 地域活動支援センター（活動支援型）について、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう、安定した運営ができるよう努めます。
- ・ 2018（平成30）年度から制度化された共生型サービスについて、利用者や家族等のニーズに応じた事業運営が円滑になされるように努めます。

#### （４）障がいのあるこどもへの支援の充実

障がいのあるこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、さまざまな障がいの特性に対応できる療育支援機関の確保に努めつつ、各関係機関との連携を推進します。

##### ア 障がいのあるこどもへの支援の充実

- ・ 障がいのあるこどもを早期に発見し、早期に適切な支援を受けることができるように、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援を踏まえて取組を進めます。
- ・ 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として専門的機能を活かし、**発達**

支援や家族支援、障がい児通所支援事業所への後方支援などの中核機能を発揮し、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密に連携して、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- ・ 保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもとの集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。
- ・ 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関の確保や、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等の充実により、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。
- ・ 重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所の確保により、障がいの特性に配慮した療育支援を推進するとともに、適正な報酬単価となるよう国に働きかけていきます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもやその家族が、身近な地域で安心して生活することができるよう、医療的ケアに対応した短期入所事業や訪問看護事業所等と連携したレスパイト支援事業を実施し、支援の充実を図ります。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこども及び医療的ケアの必要なこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 利用者や事業所数が増加する中においても、障がい児通所事業所の適切な運営や支援の質の確保が図られるように、人材育成のための研修や、支援の質の向上に向けた取組を進めていきます。

- ・ 障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組むとともに、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、関係者との協議の場を設ける等により成人としての生活への円滑な移行調整を行います。
- ・ 虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において個々の状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に働きかけていきます。

## イ 関係機関の連携した支援の推進

- ・ 乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれにおいて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等多岐にわたることから、各機関が連携して継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。
- ・ これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を記入する「サポートブック」について、発達障がいのある人が、ライフステージが変わっても新しく所属する機関や支援機関へ情報を適切に伝えるために活用することで、切れ目なく適切な支援を受けることができるよう、普及啓発に取り組みます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において協議・検討を行うほか、関係部局との連携を図り、施策を推進していきます。
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対する、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修や、相談援助等の支援を行うコーディネーターを養成するとともに、フォローアップのための研修等の実施に努めます。
- ・ 障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相

談支援を実施します。

### 3 スポーツ・文化活動等

#### 現状と課題

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、障がい者スポーツを取り巻く状況が変化中、国においては、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めるべく、2022（令和4）年3月に「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

大阪市では、1974（昭和49）年5月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設し、1997（平成9）年10月に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

これまで、「障がいのある人が、いつ一人で来館してもスポーツを楽しむ事ができる」を基本方針として、専門性の高い指導員を配置し、スポーツの指導や教室を開催するほか、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。一方で、長居障がい者スポーツセンターでは施設の老朽化が著しいことから、その対応として、2021（令和3）年11月の戦略会議において、建替えなどの方向性を決定しました。引き続き、障がいのある人が安心してスポーツを楽しむ事ができるよう、拠点施設としての機能を継承、発展させていく必要があります。

また、身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、区役所をはじめ、スポーツ施策、障がい者施策を担う関係所属や関係団体等が連携して、障がいのある人もない人も誰もがスポーツと一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うことが重要です。

加えて、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。



## 施策の方向性

### (1) スポーツ・文化活動の振興

障がいのある人のスポーツ活動や芸術・文化活動への参加を促進するために、環境整備や人材育成に取り組むとともに、地域交流を推進していきます。

#### ア スポーツ・文化活動への参加の促進

- ・ 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催による盛り上がり为契机として、障がい者スポーツや障がいへの理解促進を図るとともに、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
- ・ 芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

#### イ スポーツ・文化活動の環境整備

- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいて、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。
- ・ 身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、地域特性を踏まえ区ごとに取組を推進します。障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアの育成とともに、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。

- ・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。
- ・ 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。
- ・ 2021（令和3）年11月の戦略会議における、建替えなどの方向性の決定を踏まえ、「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」が、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図ることができるよう整備を進めます。

## ウ スポーツ・文化活動の推進

- ・ スポーツの競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催、競技団体の育成や選手の派遣を行います。また、国際競技大会等において優秀な成績を収めたアスリートへの表彰を行います。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、さらなる競技力の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

## （2）地域での交流の推進

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

## 第3章 地域生活への移行のために

### 1 入所施設からの地域移行

#### 現状と課題

障がいのある人やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

併せて、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会の実現に向けた取組が重要です。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるように支援を行う必要があります。

適切な支援がないことにより、障がいのある人が本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

第7期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数の目標数値を、国の基本指針で示された「2022（令和4）年度末の施設入所者数の6%以上」に基づいて設定しており、その目標値については達成していますが、長期間入所している人の対応を含め、より一層の取組を進める必要があります。

2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、施設入所者の入所期間については、5年未満が16.9%、5年以上10年未満が11.9%、10年以上が69.8%（うち20年以上が49.3%）となっており、長期にわたり施設で生活している人が半数を占める状況です。

そうした状況を踏まえ、地域移行を推進するにあたっては、本市はもとより入所施設・障がい者基幹相談支援センター・本人や家族を支援する関係機関などが連携して具体的な取組を進める仕組みを構築する必要があります。

また、障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行でき、その後も地域で安心して暮らし続けるためには、地域移行や地域定着の支援を充実する必要があります。

2026（令和8）年度から障がい者支援施設に対する地域移行等の意向確認が義務化されたことを踏まえつつ、地域移行や地域定着の支援については、単に「施設から地域に生活の場を移す支援」ではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活をつくる支援」であり、本人の意向を十分に尊重しながら進めることが必要です。

地域生活への移行に向けて具体的な支援を行う仕組みである地域移行支援については、積極的な活用を図っていく必要がありますが、報酬単価が低いことや、支援に必要な交通費が利用者の負担であることなど、事業者と利用者の双方に負担が生じています。また、入所者の重度化や高齢化への対応などとも合わせ、地域移行支援を必要とする人が適切に利用できる制度となるよう、その改善を国へ求めていく必要があります。

また、地域移行支援の利用につなげるための支援として、入所施設や相談支援事業者による適切なアセスメントのもと、地域生活についてのわかりやすい情報提供や体験の機会の提供などのさまざまな取組を行い、本人や家族が地域生活に関して前向きに考えることができるよう支援することも必要です。

地域移行に向けては、本人や家族が、地域生活に関する不安を解消し、具体的なイメージを持つことができるよう、きめ細やかに支援することが必要です。重い障がいがあっても地域で生き生きと暮らしている事例等を提示しながら、具体的に伝えていく工夫も必要です。また、地域の相談支援事業者やピアサポートによる支援など施設外の視点による支援や、意思決定支援の観点も重要です。

また、これらの取組を通じて、障がい者支援施設が担う役割や機能について考えることも重要です。障がい者支援施設は、障がいのある人や家族の地域生活を支える身近な存在

のひとつとして、地域の関係機関と連携し、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かしながら、地域に根差した支援を行う機関として機能していくことが期待されます。

第7期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者数の目標数値を、国の基本指針で示された「2022（令和4）年度末の施設入所者数の5%以上削減」に基づいて設定しており、その目標値については達成する見込みですが、引き続き取組を行いながら、入所施設と地域の関係機関が連携して障がいのある人の生活を支える地域の基盤づくりを進める必要があります。

また、地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」については、重度の障がいのある人も、地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の住まいの場の確保のほか、日中活動の場や居宅介護等の各種サービス提供、また夜間や緊急時に対応できる仕組みの構築などの総合的な支援体制を整備する必要があります。

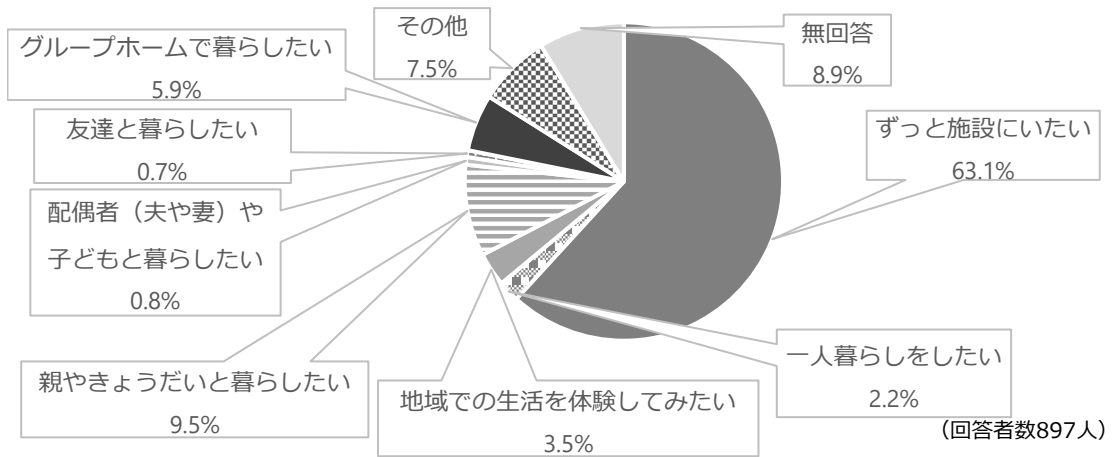
2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、大阪市外の施設に入所している人は37.6%となっており、障がい支援区分の認定調査や計画相談支援の利用等を通じて、計画的にその実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している児童について、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図る必要があります。さらに、行動障がい・重度の重複障がい等のより手厚い支援が求められる人に対する地域生活への移行についても、適切な支援が行われるように体制を整備する必要があります。

矯正施設<sup>9</sup>等を退所した障がいのある人に対する支援については、地域生活への移行の支援だけではなく、移行後に社会的に孤立しないよう、地域で安心して生活し続けられるような支援が必要です。

<sup>9</sup> 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっています。

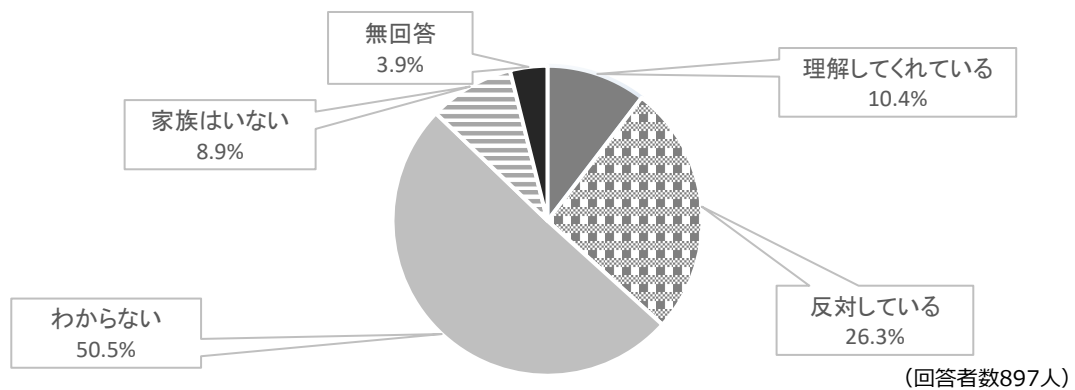
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025(令和7)年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 施設を出て生活したいと思うか【単一回答】(施設入所者用調査)



「親やきょうだいと暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」「地域での生活を体験してみたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が22.6%おられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

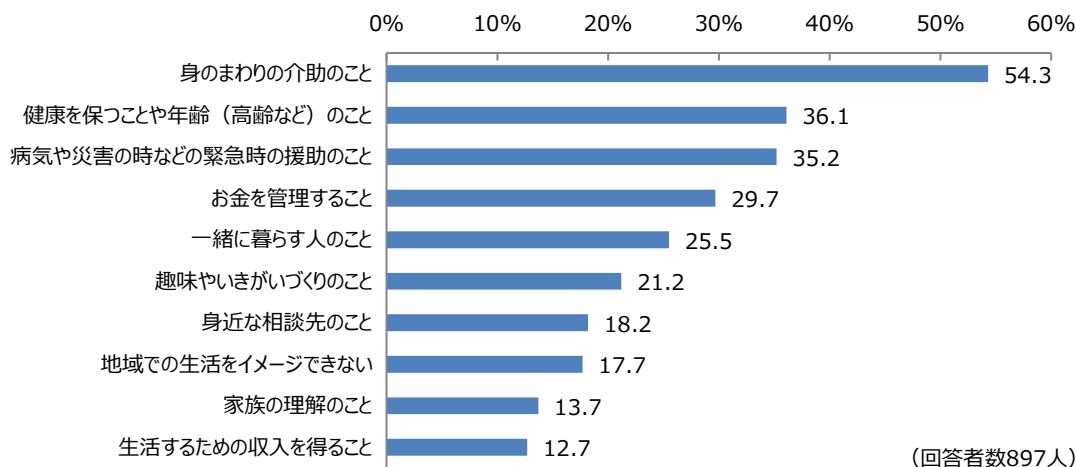
○ 施設を出て生活することに関する家族の理解【単一回答】(施設入所者用調査)



「わからない」と回答された方が5割おられ、地域生活への移行について、本人の意向や家族の思いなどを共有する機会を増やせるよう取組を進めていく必要があります。

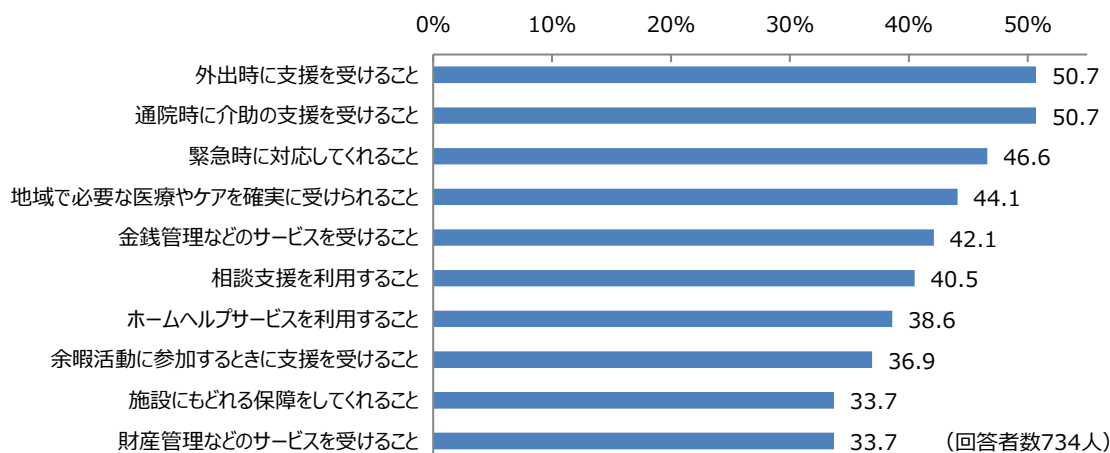
○ 施設を出て生活することで不安に思うこと【複数回答】（施設入所者用調査）

（上位10項目のみ掲載）



○ 施設を出て生活をするときに必要なと思うこと【複数回答】（施設入所者用調査）

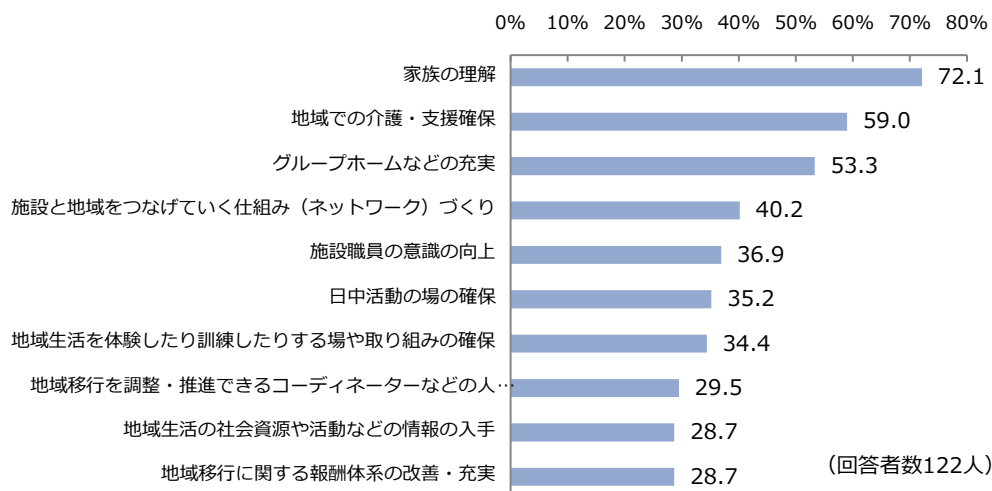
（上位10項目のみ掲載、この項目のみ 2022（令和4）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から）



施設を出て生活することで不安に思うことでは、「身まわりの介助のこと」「健康を保つことや年齢（高齢など）のこと」「病気や災害の時などの緊急時の援助のこと」と回答された方が多く、施設を出て生活をするときに必要なと思うことでは、「外出時に支援を受けること」「通院時に介助の支援を受けること」「緊急時に対応してくれること」と回答された方が多く、地域生活を支えるサービス基盤の確保と支援体制の充実が求められています。

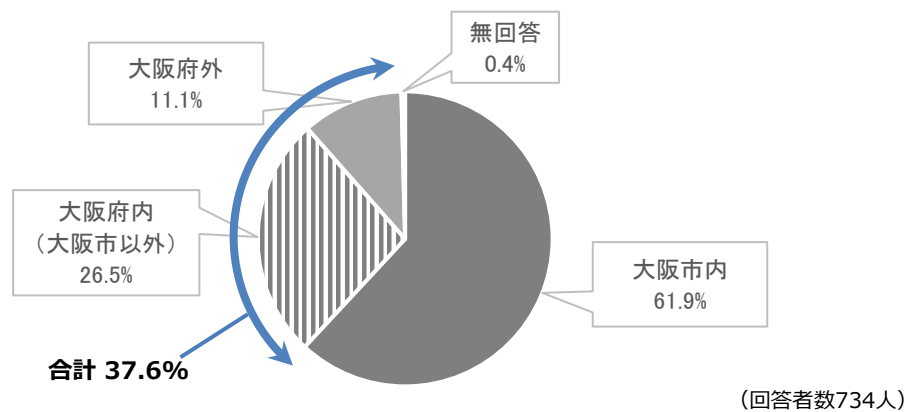
○ 地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】（入所施設管理者用調査）

（上位10項目のみ掲載）



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「地域での介護・支援確保」「グループホームなどの充実」と回答された方が多く、これらへの取組を進める必要があります。

○ 入所施設の所在地【単一回答】（施設入所者用調査）



施設入所者の約 **4割**の方が大阪市内外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市内外の施設に入所されている方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。



( 課 題 )

- ① 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ
  - ア 施設入所者への支援
  - イ 家族への支援
  - ウ 地域移行に関する啓発
  
- ② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
  - ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化
  - イ 地域移行支援の推進
  - ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保
  - エ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童に対する取組
  
- ③ 地域で暮らすための受け皿づくり
  - ア 地域での受け皿の確保
  - イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築
  - ウ 地域における相談支援体制の充実
  - エ より手厚い支援が求められる人への支援
  - オ 地域生活を続けるための支援

## 施策の方向性

### (1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

施設入所者の地域生活への移行が促進するよう、入所施設と連携して入所者や家族の支援に取り組むとともに、関係機関の理解促進に努めます。

#### ア 施設入所者への支援

- ・ 施設職員や計画相談支援事業者などによる入所者への支援においては、障がいの状況にとらわれずに地域移行に向けた検討を行い、適切なアセスメントのもと、個々の入所者の状況や意向に応じた働きかけを行うことができるよう取り組みます。
- ・ 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。
- ・ 入所施設において行われている定期的な外出や地域との交流等については、入所者の地域移行にも資する取組であることから、引き続き積極的な取組が進められるよう働きかけます。

#### イ 家族への支援

- ・ 地域移行についての不安やこれまでの負担感に配慮し、入所施設や相談支援事業所などの関係機関が役割分担を行いながら、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 地域の社会資源や福祉サービスなどの最新の情報や、すでに自立生活している障がいのある人の生活の様子を伝えることにより、地域生活の具体的なイメージづくりに努めます。

## ウ 地域移行に関する啓発

- ・ 地域の関係機関が共通認識をもって地域移行の取組を進めることができるよう、区地域自立支援協議会等を活用して、入所施設をはじめ、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関の協働や、意識の醸成に努めます。
- ・ 地域住民が共生社会についての理解を深めることができるよう、啓発活動等に取り組みることにより、施設からの地域移行の促進につなげます。

## (2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設入所者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関の連携強化や研修に取り組むとともに、地域移行支援の制度や事業報酬の見直しを国に働きかけます。

## ア 入所施設と相談支援事業者の連携の強化

- ・ 入所施設と相談支援事業者が、入所者のニーズや状態像を的確に把握・共有しながら、連携して地域移行に向けた支援を行うことができるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターがコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

## イ 地域移行支援の推進

- ・ 地域移行支援については、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等を通じて、地域生活への移行を進める支援であり、適切かつ効果的な利用につながるよう取り組みます。
- ・ 地域移行支援の利用につながる前の段階においては、入所者の地域生活に関するイメージづくりを支援することが重要であることから、計画的な地域への外出など、体験の機会等を提供することにより、地域移行支援の利用へつなげる仕組みの**活用**に取り組みます。

- ・ 入所施設が遠方にある場合等においては、訪問に時間がかかることや交通費が利用者の負担となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、地域移行支援事業者の市外施設訪問にかかる交通費にかかる負担軽減策を講じるとともに、適切な支援が行えるよう、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけます。

#### ウ 相談支援事業者の量的・質的な確保

- ・ 地域移行支援の利用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。とりわけ、地域移行支援は、利用者が望む暮らし方をつくりあげる支援であることを踏まえ、地域移行が適切に進められるよう、相談支援事業者に対する研修に取り組みます。

#### エ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童に対する取組

- ・ 障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童が、円滑に地域生活に移行できるよう協議の場（障がい児移行支援調整会議）を設け関係機関が連携するとともに、障がい児入所施設の入所者が適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

### (3) 地域で暮らすための受け皿づくり

地域で安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、様々な関係機関によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

#### ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 地域生活支援拠点等の充実などを通じて、相談支援事業所をはじめ、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを進めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。
- ・ 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

#### **イ 地域生活の支援に向けたネットワークの構築**

- ・ 地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターと区保健福祉センターが、区地域自立支援協議会の活動などを通じて、地域の事業所やさまざまな関係機関等によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

#### **ウ 地域における相談支援体制の充実**

- ・ 地域において安心して生活が継続できるよう、常時の連絡体制を確保して緊急時の相談等の対応を行う地域定着支援の利用促進に努めます。
- ・ 地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

## エ より手厚い支援が求められる人への支援

- ・ 行動障がいや重度の重複障がい等のある人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れに必要なグループホームの整備助成事業や強度行動障がいのある人のグループホームへの移行に向けた入居前後支援、専門分野別の研修に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- ・ また、矯正施設等を退所した人に対する支援について、区障がい者基幹相談支援センターや地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

## オ 地域生活を続けるための支援

- ・ 地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される人もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携して、生活の状況や家族の思いなども丁寧に聴きながら、地域での生活を支える各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。
- ・ 障がい者支援施設について、~~これまで蓄積してきたノウハウや専門性を踏まえ、今後、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、どのような役割や機能を担っていくか、今後、障がい者支援施設とともに検討を進めていきます。~~障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、これまで蓄積してきたノウハウや専門性のもと、2025（令和7）年9月に取りまとめられた国の「障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論」に示された施設に求められる役割・機能等が発揮できるよう、障がい者支援施設とともに、関係機関との連携強化を図りながら検討を進めます。

## 2 精神科病院からの地域移行

### 現状と課題

1997（平成9）年に大和川病院で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生し、その一因として社会的入院が問題となりました。1999（平成11）年3月19日大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示され、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきたところですが、2020（令和2）年に兵庫県内の精神科病院で、2021（令和3）年に大阪府内の精神科病院で、2023（令和5）年に東京都内の精神科病院で職員による入院者への虐待が明らかになり、精神障がいのある人への人権侵害は根絶されていません。

2022（令和4）年の「障害者権利条約」に基づく日本政府の取組への国連の障害者権利委員会による総括所見では、障がいのある人の非自発的入院を認める法規定の廃止などが求められており、これらの観点も踏まえ、精神障がいのある人の権利擁護について、より一層推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、2002（平成14）年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

2008（平成 20）年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアサポーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

2012（平成 24）年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

2018（平成 30）年度からは、病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対して、退院意欲を高め本人の意向により地域移行支援の申請ができるよう支援することを目的として、「精神障がい者地域生活移行推進事業」を開始し、実際の支援を行う地域活動支援センター（生活支援型）等やピアサポーターと連携しながら、本人や家族の地域生活に対する不安を解消し退院意欲の喚起につながる支援を行っています。

第7期障がい福祉計画では、地域移行支援による地域移行目標数を各年度 20 人と設定していますが、2024（令和 6）年度から 2025（令和 7）年度の実績は 人であり、達成率は %であることから、地域移行の取組をより一層推進することが必要です。

また、2024（令和 6）年時点の年齢区分では 65 歳以上の方が 50%以上であり、高齢化も課題となっています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている人もおられます。

支援機関は、これらの課題も受け止めながら、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心に、病院職員や市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行っています。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、大阪市のような都市部においては、多職種チームによる支援が重要と考えています。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けて**取組を推進していきます**。

2020（令和2）年度に設置した「保健・医療・福祉関係者による協議の場」では「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域移行等の課題や具体的方策について**医療機関や支援機関と**継続的に検討を重ねていく必要があります。

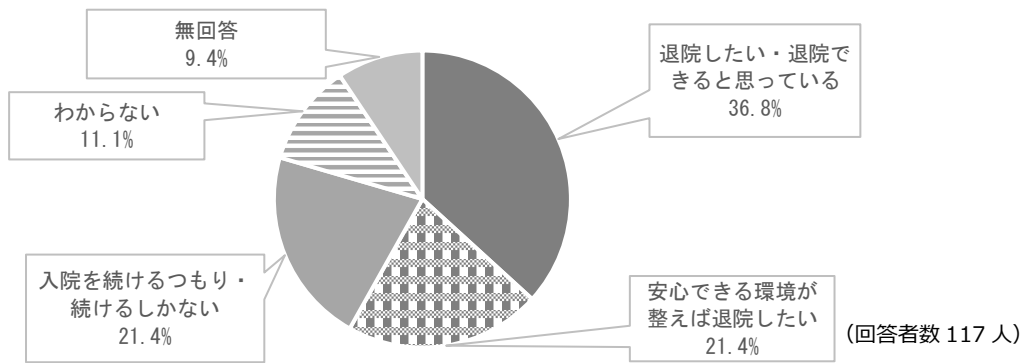
地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わるということだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

**2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査より、精神科入院者の退院後の生活にあたっては、人とのつながり・経済面の支援・日常生活支援・医療の確保に加え、災害を含む緊急時の体制に対するニーズが高く、それらの包括的な支援体制づくりが必要です。また、入院者の高齢化の現状をふまえ、高齢者支援に関わる関係機関との連携も必要になってくると考えられます。**

さらに、大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう地域特性に応じた支援制度を国にも提言、要望をしていく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025(令和7)年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

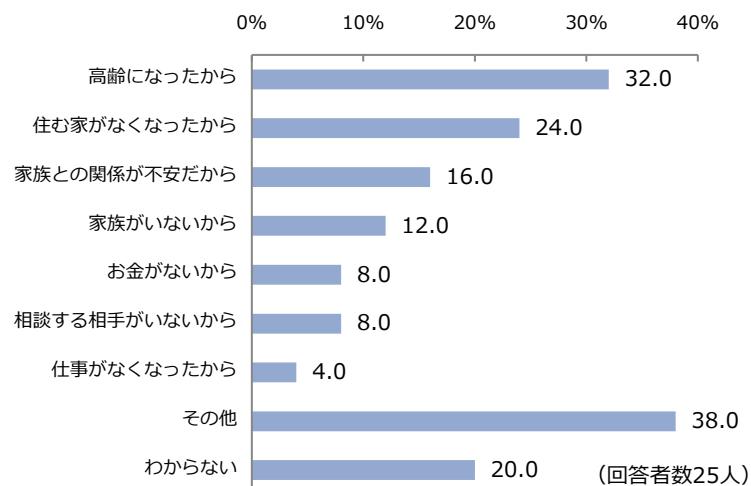
○ 退院について思うこと【単一回答】(精神科入院者用調査)



「退院したい・退院できると思っている」が36.8%で最も多く、次いで「安心してできる環境が整えば退院したい」と「入院を続けるつもり・続けるしかない」がそれぞれ21.4%、「わからない」が11.1%と続いています。入院者に関わる支援者が、本人が退院後の生活を具体的に描けるよう分かりやすく選択肢を示し、本人の状態に合わせた適切な退院支援につなげていく必要があります。

○ 入院を続けるつもり・続けるしかないと思う理由【複数回答】(精神科入院者用調査)

(上位10項目のみ掲載)

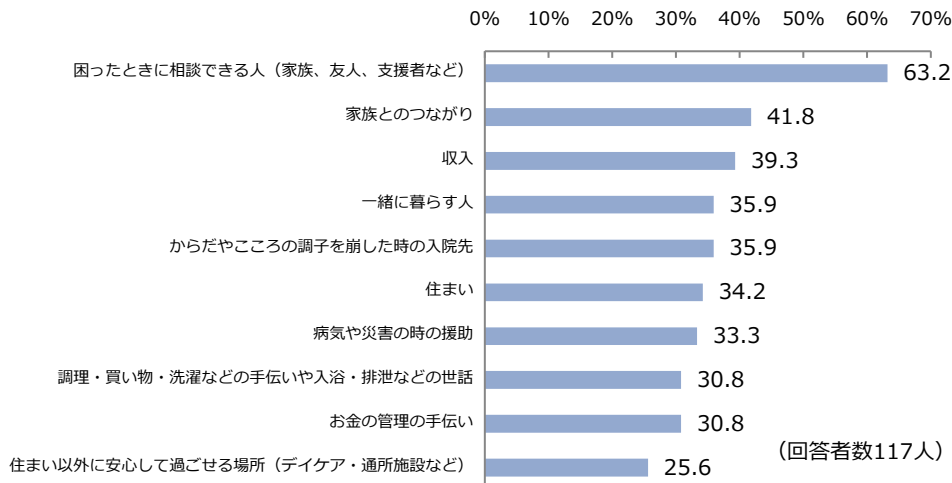


「入院を続けるつもり・続けるしかない」と答えた25人のうち、22人は長期入院者でした。入院を続ける理由(複数回答)としては、「高齢になった」「住む家がなくなった」「家族との関係

に不安がある」「家族がいない」などが挙げられています。これらから、入院期間が長期化することで、退院後に生活する場や家族・地域とのつながりに影響を与えていると考えられます。

○安心して暮らすために必要なこと【複数回答】（精神科入院者用調査）

（上位10項目のみ掲載）



退院後に安心して暮らすために必要なこととして、最も多かったのは「困ったときに相談できる人」(63.2%) でした。「家族とのつながり」(41.9%)、「一緒に暮らす人」(35.9%) など、人とのつながりに関するニーズが高い状況でした。また、生活面では「収入」(39.3%) といった経済的な支えに加え、「住まい」(34.2%) や、「調理・買い物・洗濯などの手伝いや入浴・排泄などの世話」(30.8%)、「お金の管理の手伝い」(30.8%) など、日常生活の支援も求められていました。さらに、緊急時に備えた体制として「からだやこころの調子を崩したときの入院先」(35.9%) や「病気や災害時の援助」(33.3%) も必要とされています。

地域移行の推進にあたっては、相談支援、生活支援、医療の確保、緊急時の備えなど包括的な支援が重要です。



( 課 題 )

- ① 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ
  - ア 精神科病院入院者への支援
  - イ 家族への働きかけ・支援
  - ウ 地域住民への理解のための啓発
  
- ② 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
  - ア 精神科病院との連携
  - イ 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携
  
- ③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ア 地域での受け皿の確保
  - イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
  - ウ 保健、医療、福祉関係者による協議

## 施策の方向性

### (1) 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

精神科病院入院者の地域生活への移行が促進するよう、医療機関等と連携して対象者や家族への働きかけに取り組むとともに、地域住民の理解促進に努めます。

#### ア 精神科病院入院者への支援

- ・ こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している人に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ・ ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、訪問回数を増やす取組等今後も継続的に実施していきます。
- ・ 一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署（病院の退院後生活環境相談員、障がい福祉サービス事業所、区保健福祉センター等）と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- ・ また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。
- ・ 「精神障がい者地域生活移行推進事業」において、精神科病院を訪問して病院職員への事業説明を実施する等の取り組みを強めて新規利用者の増加を目指します。
- ・ 地域移行支援事業者が市外の精神科病院を訪問する際の交通費について負担を軽減することで、地域生活移行の推進を図ります。

- ・ 「精神保健福祉法」改正により 2024（令和6）年度から入院者訪問支援事業が開始されました。この事業では入院者の意向に応じて訪問し、病院外の者との面会交流の機会を確保し、話を傾聴し情報提供等を行うことにより、対象者の思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう支援します。また、医療機関と連携しながら事業周知に努めます。

#### イ 家族への働きかけ・支援

- ・ 高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があります。地域移行・地域定着に向けて、対象者が安心して地域生活を送れるよう支援するとともに、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員等が行う相談及び家族教室の充実等、家族支援にもより一層取り組んでいきます。

#### ウ 地域住民への理解のための啓発

- ・ 市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。
- ・ また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

## (2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

精神科病院に入院している人が安心して退院できるよう、医療機関との関係構築に努めるとともに、地域の支援機関と協働した支援体制の強化に取り組みます。

### ア 精神科病院との連携

- ・ こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- ・ こころの健康センターは、各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- ・ また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

### イ 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

- ・ 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）等の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、精神障がいのある人の地域移行に向けた支援を行っています。今後さらに地域移行を促進するため、こころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）等がともに技術支援を行いつつ支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。

### (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無及びその程度にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議を通じて、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

#### ア 地域での受け皿の確保

- ・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。
- ・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。
- ・ 居宅介護、重度訪問介護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

#### イ 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

- ・ こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員等に技術支援を行います。
- ・ また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

## ウ 保健、医療、福祉関係者による協議

- ・ 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場として、2021（令和3）年2月に大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置しました。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めていきます。

## 第4章 地域で学び・働くために

### 1 保育・教育

#### 現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。

引き続き、大阪市が進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。教育・保育施設では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を実施する必要があります。

発達障がいの認知、理解が進み、多くの発達障がいのある乳幼児が入園所しています。また、医療的ケアの必要な児童の教育・保育施設への入園所も増えています。「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨をふまえ、教育・保育施設において引き続き医療的ケアの必要な児童の受け入れ体制を整備していく必要があります。障がいの内容、程度が多様化している中、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援が必要です。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校及び義務教育学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

小・中学校及び義務教育学校において、障がいの状況に応じた指導を必要とする児童生徒が増加する中、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びが提供できるよう、通常学級における合理的配慮や授業の工夫、通常学級に在籍しながら一部障がいに応じた指導を受けられる通級による指導、特別支援学級における指導など、適切な学びの場の選択ができるよう学びの場の充実を図る必要があります。そこで、どの学校においても必要に応じて通級による指導が受けられるよう、令和10年度までに「自校通級」の全校開設を計画的に拡充する予定です。また、引き続き、校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

市立特別支援学校は2016（平成28）年4月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小・中学校及び義務教育学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行ってきましたが、引き続き、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の充実が必要です。

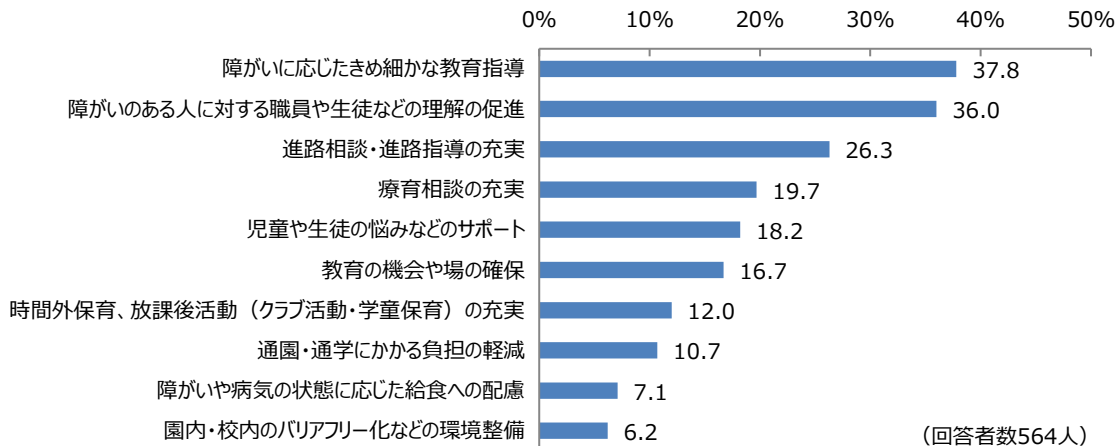
「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション<sup>10</sup>の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることが基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

<sup>10</sup> 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられています。

また、本人や周囲が発達障がい気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

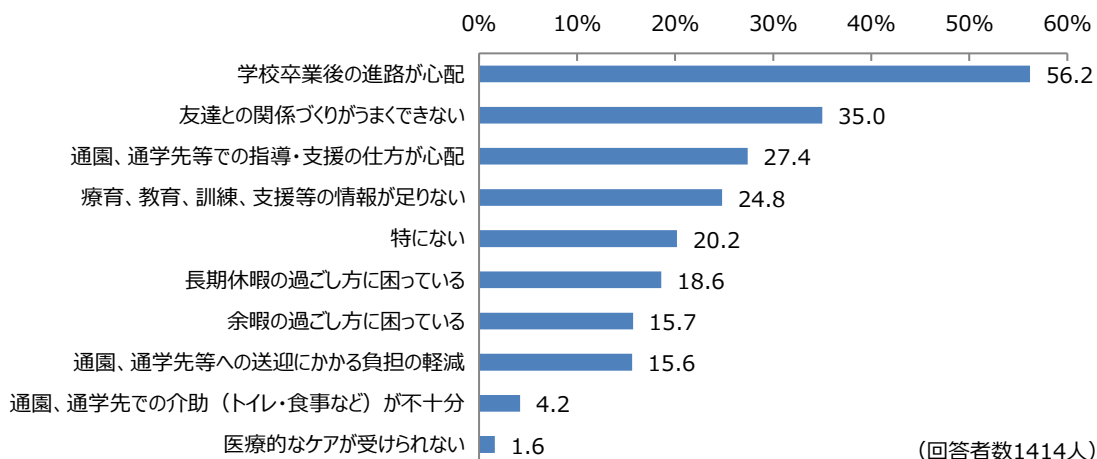
◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025(令和7)年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】(障がい者本人用調査)



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」が最も多く、一人ひとりのニーズに応じた教育・保育が求められています。また、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」と続いており、障がいに対する理解の促進が求められています。

○ 通学等をしていて思うこと【複数回答】(障がい者家族用調査)



「学校卒業後の進路が心配」が5割を超えており、卒業後の進路について不安を感じていることがうかがえます。



( 課 題 )

- ① 就学前教育の充実
  - ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実
  - イ 教育・保育諸条件の整備・充実
  
- ② 義務教育段階における教育の充実
  - ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開
  - イ 教育諸条件の整備・充実
  
- ③ 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）
  - ア 自立に向けた教育内容等の充実
  
- ④ 生涯学習や相談・支援の充実
  - ア 生涯学習の機会提供
  - イ 相談事業・相談活動の充実
  - ウ 放課後活動等の充実
  
- ⑤ 教職員等の資質の向上
  - ア 研修の充実
  - イ 研究活動の活性化

## 施策の方向性

### (1) 就学前教育の充実

地域で仲間と共に育ちあい、安心して生活できる教育・保育を積極的に推進し、受入れの促進や、教育・保育内容の充実を図ります。

#### ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実

- ・ 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、その内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めていきます。
- ・ 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- ・ 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

#### イ 教育・保育諸条件の整備・充実

- ・ 医療的ケアの必要な児童を含め、障がいのあるこどもの、地域における生活の保障及び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図るため、保育所等の環境整備に努めます。

- ・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 市立幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、一人ひとりの障がいの状況や各園の実情に応じて引き続き対応します。

## (2) 義務教育段階における教育の充実

学校教育全体で、障がいのある児童生徒を受け止めるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図り、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実・強化を図ります。

### ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・ 障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校等がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の学校で学ぶことを基本として取り組みます。障がいの状況に応じた多様な学びの場の選択ができるよう、通常学級や特別支援学級の他、通級による指導の拡充を図ります。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校及び義務教育学校との関係が断たれることのないように、地域のこどもと位置づけ、同年代のこどもたちと授業や交流活動に取組み、相互の理解を深めることができる「居住地校交流」等活用しながら取り組みます。
- ・ 地域での自立と社会参加を **見据え**、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりの **教育的** ニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。
- ・ 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めるため、障がいのある人もない人も共に学び活動する豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等にかかる取組をさらに積極的に進めます。

## イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 小・中学校及び義務教育学校では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- ・ 特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの助言等を実施します。
- ・ 各学校園における特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研修の充実を図ります。
- ・ 指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、特別支援教育士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- ・ 府立支援学校等による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁等と連携を図っていきます。
- ・ エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデージー教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのある幼児児童生徒が、安全安心に地域の幼稚園、小・中学校及び義務教育学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する体制整備を進めます。

- ・ 障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。また、肢体不自由児童生徒が校外活動へ安全安心に参加するためにリフト付きバスを借り上げた学校に対し料金の差額を支援します。
- ・ 府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図っていきます。

### (3) 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

一人ひとりの生徒に応じた支援計画に基づき、地域における自立した生活の確立に向けて取り組みます。

#### ア 自立に向けた教育内容等の充実

- ・ 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習や就労相談担当指導員の活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・ 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

#### (4) 生涯学習や相談・支援の充実

障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき、学習機会の提供や相談事業、放課後活動等の充実に取り組みます。

##### ア 生涯学習の機会提供

- ・ 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。
- ・ 障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。
- ・ 読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- ・ 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）で地方公共団体における計画の策定が努力義務とされていることを踏まえ、読書バリアフリー推進に向けた施策の指針となる「大阪市読書バリアフリー計画（仮称）」を令和8年度中に策定します。

##### イ 相談事業・相談活動の充実

- ・ 移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていけます。
- ・ こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した

相談・支援の推進に努めます。

## ウ 放課後活動等の充実

- ・ 児童いきいき放課後事業では、障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動の充実を図るため、人員体制の構築など環境整備を行います。
- ・ 留守家庭児童対策事業では、障がいのある児童の健全育成を推進するため人員体制構築に伴う放課後児童クラブに対する補助金の充実を図ります。
- ・ 中学校で学ぶ生徒について、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- ・ 放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

## (5) 教職員等の資質の向上

インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員等の意識向上及び対応力の向上に取り組みます。

## ア 研修の充実

- ・ すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がいに関する研修指導員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。

- ・ 一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。
- ・ すべての幼児教育・保育施設の職員がこども一人ひとりの障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を正しく理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修及び研究会の充実を図ります。

## イ 研究活動の活性化

- ・ 教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、**とりわけ**特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの**指導・支援**を含めた専門性の向上をめざして**研修の充実**に努めます。

## 2 就業

### 現状と課題

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

障がいのある人等の地域生活及び就労の支援を強化するために、2022（令和4）年に「障害者総合支援法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正が行われ、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化や短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）の雇用率への算定などの見直しが行われました。また、2024（令和6）年4月には法定雇用率が 2.3%から 2.5%に、2026（令和8）年7月には 2.7%に引き上げられることとなりました。

一方で、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であることから、2018（平成30）年度に創設された就労定着支援事業の質と量の充実とともに、就労系サービスの一時利用や、障がい福祉サービス事業所等と障がい者就業・生活支援センターとの連携強化が求められています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。また、働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制や、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態が求められています。

障がい者就業・生活支援センターでは、在職者からの相談が増加しており、就職した相談者が長く働き続けられるよう、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実に取り組んでいます。

精神障がいのある人については、就労にあたって障がいの特性に応じた合理的配慮等が

求められますが、雇用主側の障がい特性についての理解が不十分である等の理由から、就労には依然として多くの困難があり、就労支援機関・医療・企業等の更なる連携により就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、多様なニーズに対応していくため、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター（エルムおおさか）、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により就労支援に取り組む必要があります。

難病患者や中途障がいのある人については、就業や現職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、様々な制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

さらに、地方公共団体には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」に基づいて障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じる責務があり、調達方針を策定・公表して取組を進めています。

「障害者総合支援法」に基づく福祉サービス（訪問系サービス）は通勤・営業等の経済活動に対する支援を対象外としていますが、2020（令和2）年度より、大阪市重度障がい者就業支援事業によりこれらの支援を提供しています。2020（令和2）年度は自営業を営む重度訪問介護を利用している人を対象とし、2021（令和3）年度からは民間企業に雇用されている人や、同行援護または行動援護を利用している人にも対象を拡充し実施しています。今後さらに制度の周知を進め、重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人の就労機会の拡大と社会参加を促進します。



( 課 題 )

① 就業の推進

- ア 多様な働く機会の確保
- イ 働く場における合理的配慮の推進
- ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ
- エ 大阪市の事業を活用した雇用創出
- オ 障がい者就労施設等への支援

② 就業支援のための施策の展開

- ア 地域の就業支援ネットワークの構築
- イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援
- ウ 精神障がいのある人の就業支援
- エ 発達障がいのある人の就業支援
- オ 難病患者の就業支援
- カ 重度障がいのある人等の就業支援

③ 福祉施設からの一般就労

- ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化
- イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化
- ウ 就業支援にかかわる支援者の育成

## 施策の方向性

### (1) 就業の推進

さまざまな雇用機会の創出に向け、企業等への啓発や本市における全庁的な取組を行うとともに、就業形態の拡大に向けた取組を推進します。

#### ア 多様な働く機会の確保

- ・ 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。
- ・ 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。
- ・ 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

#### イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・ 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・ 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

#### ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

- ・ 職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していま

すが、「障害者雇用促進法」の趣旨、2025(令和7)年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。

- ・ 職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020(令和2)年度より、特定の障がいを排除し又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、「障がい者ワークステーション<sup>11</sup>」や「知的障がい者長期受け入れプロジェクト」などにも取り組みながら、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。
- ・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。
- ・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

## エ 大阪市の事業を活用した雇用創出

- ・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

## オ 障がい者就労施設等への支援

- ・ 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。
- ・ 就労継続支援 B 型事業所等の工賃水準について前年度実績以上をめざすことや、販

<sup>11</sup> 障がいのある方を会計年度任用職員として採用し、文書配送等の事務補助業務等に従事いただくために、大阪市の役所総務局内に設置する集約型オフィスのことです。

路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。

- ・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、**製品のインターネット上のショッピングモール**「大阪ハートフル商店街**事業**」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

## (2) 就業支援のための施策の展開

障がい特性に応じた様々な就労支援の充実に向け、関係機関のネットワーク構築や、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

### ア 地域の就業支援ネットワークの構築

- ・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、各区の地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

### イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

### ウ 精神障がいのある人の就業支援

- ・ 精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ<sup>1 2</sup>支援などを活用し就業

<sup>1 2</sup> 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことで

促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。

- ・ 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

## **エ 発達障がいのある人の就業支援**

- ・ 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- ・ 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

## **オ 難病患者の就業支援**

- ・ 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

---

す。

## カ 重度障がいのある人等の就業支援

- ・ 2020（令和2）年度より実施している大阪市重度障がい者等就業支援事業では、働く意思と能力がありながら、障がいを理由として働くことのできない人の就労機会を拡大し、社会参加を促進することを目的に、就業中における日常生活に係る支援を行っています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携に加え、支援学校やハローワーク等への働きかけを行い、事業のさらなる利用促進を図ります。

### （3）福祉施設からの一般就労

各支援機関の機能や特性を生かした支援ネットワークの構築等を通じ、円滑に一般就労へ移行できるよう支援します。

#### ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化

- ・ 障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就職後6か月未満の間は就労移行支援事業者等が、就職後6か月以降は就労定着支援事業者が職場定着のための支援を行いますが、より効果的な支援が行われるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。
- ・ 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。
- ・ 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。
- ・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

### イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

- ・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。
- ・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。

### ウ 就業支援にかかわる支援者の育成

- ・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

## 第5章 住みよい環境づくりのために

### 1 生活環境

#### 現状と課題

大阪市の建物や施設について、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入口などの改善に努めています。

2000（平成12）年に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、2003（平成15）年から2006（平成18）年にかけて市内の主要な鉄道駅を中心に、障がいのある人や地域の方々の参加のもと、25地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。2023（令和5）年度から2026（令和8年）年度にかけて25地区の基本構想の変更を行っており、2006（平成18）年12月に施行された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づき、引き続き鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点における歩道の段差切り下げ・勾配改善の推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んでいます。

また、2025（令和7）年に開催された大阪・関西万博に向けては、誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大や、情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進、交通機関や道路等における環境整備の推進を目指して、

府・市の各部局において取組を進めました。万博開催を契機に機運が醸成されたユニバーサルデザインの推進にこれからも取り組む必要があります。

鉄道駅舎エレベーターについては、「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

これらの取組により、障がいのある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてきたところですが、引き続き、障がいのある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応していくことが求められています。また、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro 及び大阪シティバス（株））においては、路線バスの全車ノンステップ化や、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確認するとともに、地下鉄・ニュートラムのすべての乗換駅における乗り換え経路のワンルートを完了するなど、積極的にバリアフリー化を推進してきました。

民営化後も、Osaka Metro では、「ひとにやさしい交通機関」の精神のもと、既設バリアフリー経路の移動距離が長く、また幹線道路の横断が必要となるなど地下鉄利用者にとって不便となっている出入口について、一定の条件のもとバリアフリー経路の改善を目的としたエレベーターの整備を進めています。

また、大阪市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全確保のため、民間鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を補助し、整備の促進に取り組んできました。さらに、令和5年4月からは、各鉄道事業者が国の制度である「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用し、可動式ホーム柵等の整備を進めています。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro）では、「中期経営計画（2022年5月改訂版）」に基づき、今里筋線、長堀鶴見緑地線、千日前線、御堂筋線の心斎橋駅と天王寺駅に可動式ホーム柵を設置し、民営化を経て2025（令和7）年度までに、Osaka Metroの全線全駅に可動式ホーム柵の設置を完了しました。~~2022（令和4）年5月にOsaka Metroが発表した「中期経営計画（2022年5月改訂版）」では、2025（令和7）年度までにOsaka Metroの全駅に可動式ホーム柵を設置することが示されています。~~

大阪市では、これまで Osaka Metro が実施するエレベーターや可動式ホーム柵の整備に関する経費の一部を補助することによりそれぞれの整備促進を行ってききましたが、2023（令和5）年4月から Osaka Metro は、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、それらの整備を進めています。大阪市は、エレベーター等バリアフリー設備の整備が計画的に進められるよう Osaka Metro と協議・調整しています。

旧市営交通事業の経営形態については、2017（平成29）年3月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、2018（平成30）年4月1日に、地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社に、それぞれ事業を引き継ぎました。

民営化後も、Osaka Metro では、最高の安全・安心の追求や、「ひとにやさしい交通機関」の精神を受け継ぐことを企業理念としています。また、「Osaka Metro Group 中期経営計画」には「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を行うことを掲げています。

引き続き、大阪市では、Osaka Metro 及び大阪シティバスがこれまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていく必要があります。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅、グループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起こらないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

大阪市では、これまでも市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきているところであり、地域の理解も深まってきているところですが、引き続き、障がいや障がいのある人についての理解促進のほか、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

さらに、グループホームについては、2015（平成 27）年4月の消防法令改正により、消防設備、特にスプリンクラーの設置義務等が強化されています。

大阪市ではグループホームの実態及び特性を踏まえ、指導や特例基準の策定を行ってきていますが、引き続き入居者の安全確保に取り組んでいく必要があります。

#### **コラム 大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの取組**

博覧会協会による「施設設備に関するユニバーサルデザインガイドライン [改訂版]」においては、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を目指し、スムーズな移動がしにくい人や、視覚・音声による情報が得にくい人のほか、伝えること・理解することに配慮が必要な人など、多様なニーズを把握し、計画・設計を行うことが重要であるとされています。車いす使用者の移動の確保や、点字・音声解説、2次元コード等による情報提供やコミュニケーション支援ボードなどのほか、カームダウン・クールダウンルームの設置などの取組が進められました。



( 課 題 )

- ① 生活環境の整備
  - ア 市民利用施設等の整備、改善
  
- ② 移動円滑化の推進
  - ア 移動手段の整備
  - イ 市営交通の事業の引継ぎ
  - ウ 民間事業者に対する働きかけ
  - エ 歩行空間の改善
  - オ 自家用車利用に対する支援
  - カ バリアフリー施設の情報発信
  
- ③ 暮らしの場の確保
  - ア 市営住宅の改善等
  - イ グループホームの整備促進
  - ウ 民間住宅への入居支援
  - エ 民間住宅のバリアフリー化の促進
  - オ 住宅に関する情報提供

## 施策の方向性

### (1) 生活環境の整備

すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」など関係法令に基づき生活環境の整備を進めます。

#### ア 市民利用施設等の整備、改善

- ・ 「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。
- ・ 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備などについて、計画的に改善を図ります。
- ・ 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。
- ・ また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。

### (2) 移動円滑化の推進

すべての人が安全で快適に移動できるよう、「バリアフリー法」など関係法令に基づき、整備および関係機関等への働きかけを行います。

#### ア 移動手段の整備

- ・ 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

## イ 市営交通の事業の引継ぎ

- ・ 旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。
- ・ 大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして、引き続き参画していきます。

## ウ 民間事業者に対する働きかけ

- ・ 「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。
- ・ 民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。

## エ 歩行空間の改善

- ・ 重点整備地区内の **主要な経路(特定経路)生活関連経路**を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、必要に応じ歩道の設置や拡幅を行います。

- ・ 交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正改善については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善推進します。
- ・ 違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

#### オ 自家用車利用に対する支援

- ・ 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

#### カ バリアフリー施設の情報発信

- ・ 市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。

### (3) 暮らしの場の確保

障がいのある人が地域において安心・安全に暮らし続けることができるよう、生活の基盤となる住宅等の整備を進めます。

#### ア 市営住宅の改善等

- ・ 市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。
- ・ 新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。

- ・ 特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、**車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、**特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。

## イ グループホームの整備促進

- ・ グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。
- ・ また、本市においては、強度行動障がいのある人など重度障がい者の受け入れ促進のため、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。
- ・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。
- ・ また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めています。
- ・ スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。
- ・ グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舍」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。

## ウ 民間住宅への入居支援

- ・ 大阪府や Osaka あんしん住まい推進協議会<sup>13</sup>等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。
- ・ 「~~大阪市住宅セーフティネット連絡会議~~」「~~大阪市居住支援協議会~~」における情報共有情報提供や協議などを通じて、住宅部局・福祉部局ならびに不動産関係団体、公的住宅機関、福祉関係団体が連携して、住宅確保に配慮を要する障がいのある人の居住支援の推進に努めます。
- ・ 保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な状況にある障がいのある人を対象として、入居に必要な調整や物件探し等の支援に取り組みます。

## エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

- ・ 民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。
- ・ すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。

## オ 住宅に関する情報提供

- ・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。
- ・ 住宅改造及び改修に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適し

<sup>13</sup> 不動産関係団体や民間賃貸住宅の賃貸人、UR都市機構や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村等が正会員となり2015（平成27）年3月に設立。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第81条に基づく居住支援協議会）

た住環境が確保されるように努めます。

## 2 安全・安心

### 現状と課題

防災対策については、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年の熊本地震、2018（平成30）年の大阪にも甚大な被害をもたらした台風21号、2024年（令和6年）の能登半島地震など、過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難できるようにすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

2021（令和3）年4月からは、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業所に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務づけられました。非常の事態等に備えて、事業所ごとに、実効性のある計画作成に取り組むことが求められています。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進めることが必要です。その実効性を高めるために、個別避難計画の作成に取り組む必要があります。

大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが必要であり、日頃から隣近所とコミュニケーションを図ることができるよう、様々な啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深める必要があります。

防犯対策については、街頭における犯罪が多発している現状であり、障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

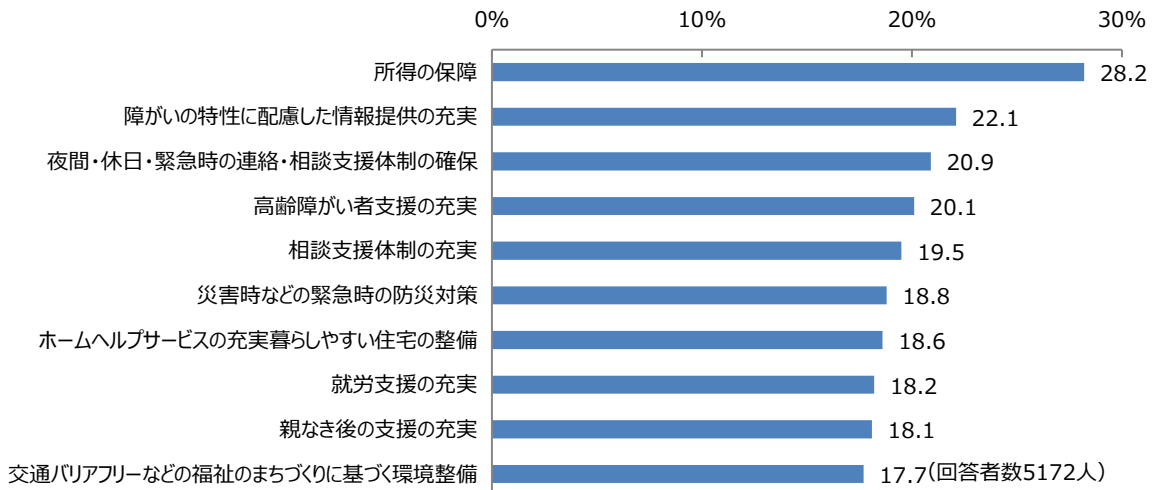
消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまでも各地域における講座の開催や啓発冊子の配布など様々な形で啓発・情報提供を行ってきましたが、悪質商法による消費者被害は依然として多く、その手口や対処方法などの知識の普及が必要であることから、引き続き、各地域において啓発・情報提供を行う必要があります。

2020(令和2)年2月に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大時は、障がいのある人が活動を自粛し、生活リズムを崩されたり、事業所でのクラスターの発生によりサービス提供に支障をきたす事態が起こり、障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用することが困難となる状況も明らかになりました。新型コロナウイルス感染症については、2023(令和5)年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行されましたが、引き続き、障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用できるように体制整備を進める必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

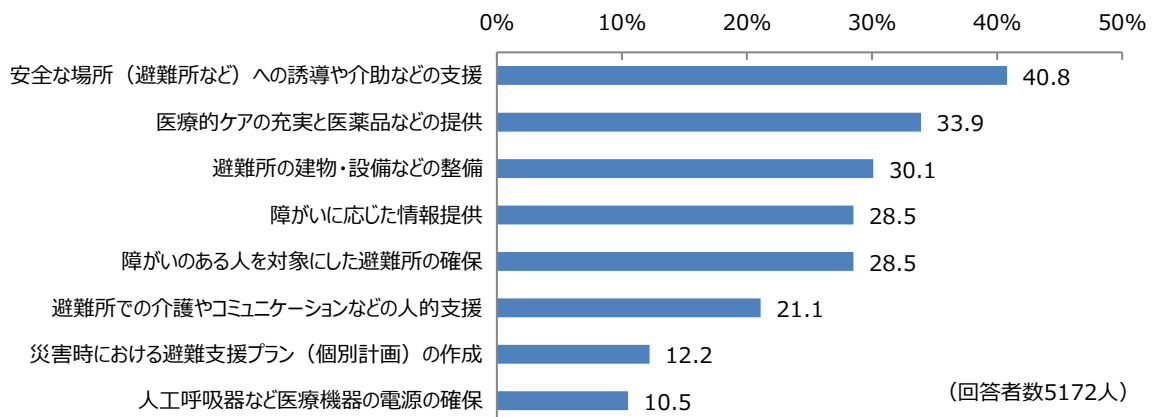
○ 障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

（上位10項目のみ掲載）



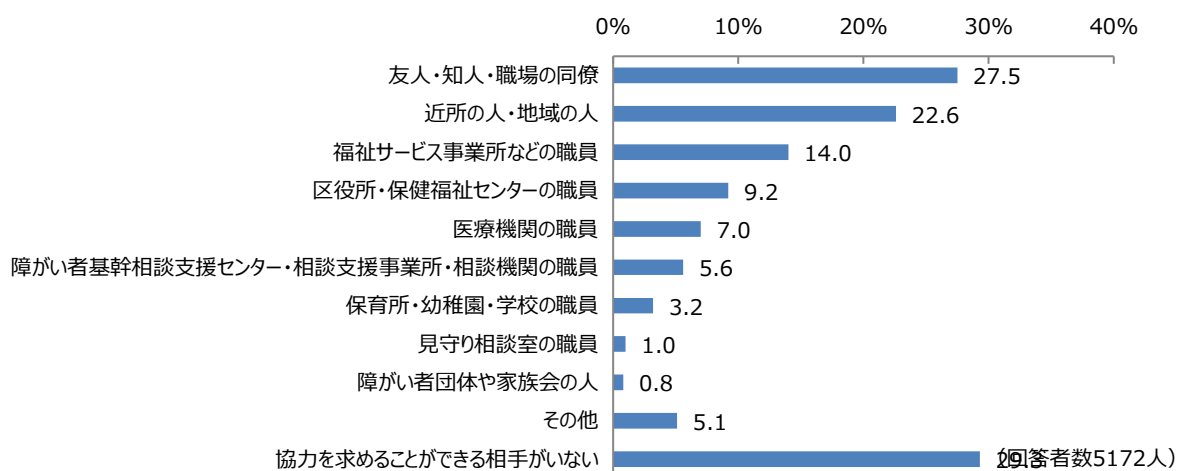
障がいのある方への取組について望むことにおいて、「災害時などの緊急時の防災対策」と回答された方が18.8%おられ、防災対策に対する関心の高さがうかがえます。

○ 災害時に必要と思うこと【複数回答】（障がい者本人用調査）



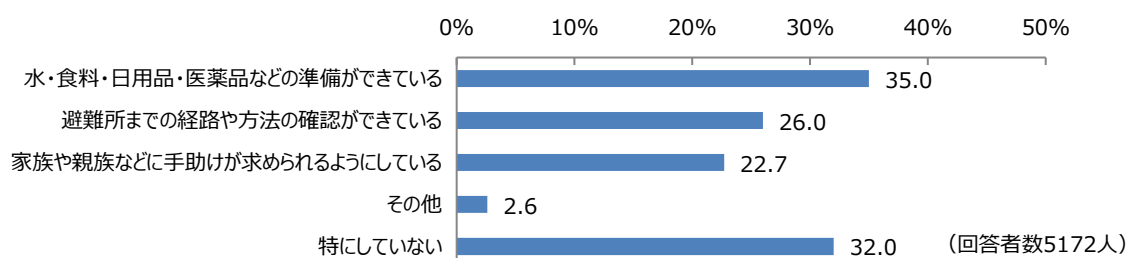
「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められています。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療的ニーズへの対応が求められています。

○ 災害等の緊急時に協力を求める相手（家族・親族を除く）【複数回答】（障がい者本人用調査）



「協力を求めることができる相手がない」が最も多く、次いで「友人・知人・職場の同僚」「近所の人・地域の人」となっており、協力を求める相手がない人の状況や支援内容を把握するとともに、地域において支えあう取組を進める必要があります。

○ 災害時の備え【複数回答】（障がい者本人用調査）



「水・食料・日用品・医薬品などの準備ができている」が35.0%と最も高いものの「特にしていない」も32.0%であり、障がいのある人自身が災害時に備える必要があることがうかがえます。



（ 課 題 ）

- ① 防災・防犯対策の充実
  - ア 防災体制の強化
  - イ 災害時・緊急時の対応策の充実
  - ウ 防犯体制の強化
  - エ 感染症対策

## 施策の方向性

### (1) 防災・防犯対策の充実

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、防災の取組を進めるとともに、防犯体制の強化や感染症対策など非常時への備えを進めます。

#### ア 防災体制の強化

- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- ・ 災害や感染症が発生した場合でも、事業所が安定的・継続的に障がい福祉サービスを提供できるよう、事業所における業務継続に向けた計画の策定や研修の実施等の取組について、必要に応じて助言・指導を行います。

#### イ 災害時・緊急時の対応策の充実

- ・ 障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。
- ・ 地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。
- ・ 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- ・ 大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが必要であるため、個人情報への保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。

- ・ 個別避難計画の作成を推進するため、区長による推進チームを中心に、地域の理解や福祉専門職の参画を得るなど地域の実情に応じた取組を各区において進めるとともに、要支援者情報の連携手法の整備、各区の取組状況の共有や支援ツールの提供など、福祉と防災の部局が連携して取組を行います。
- ・ 様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。
- ・ 安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。
- ・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。
- ・ 災害時において、医療機関の被災状況や受入状況等について、大阪府等と連携を図りながら、迅速かつ正確な情報把握に努めます。
- ・ 障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。
- ・ 福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。
- ・ 福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取組を進めます。
- ・ 地域の防災訓練等において、福祉避難所への移送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。

## ウ 防犯体制の強化

- ・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発を進めます。
- ・ 消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。
- ・ 悪質商法による消費者被害を防止するため、その手口や防止方法を紹介する講座の開催など、地域の実情や障がいの状況に応じた形で、障がいのある人への啓発や情報提供を行います。

## エ 感染症対策

- ・ 感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。また、必要に応じて、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約や課題整理を行うなど、円滑な障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

## 第6章 地域で安心して暮らすために

### 1 保健・医療

#### 現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられる体制が必要であり、福祉サービスや在宅医療などのより一層の充実が求められています。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮に加え、アクセスや設備などの整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携して進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障がいのある人が入院した際は、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、それを支援するための制度整備も必要です。医療機関の職員との意思疎通等については、2018（平成30）年4月より入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となり、さらにましたが、利用できる方は限定されており、2024（令和6）年4月より対象者が拡大されましたが、障がいのある人が、地域で安心して生活が送れるよう、様々な障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

今後の高齢化等に伴う地域における医療ニーズの質や量の変化を見据え、質の高い効率的に医療を提供できる体制を構築していく必要があります。

2011（平成23）年に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施が可能となりましたが、引き続きサービス提供基盤の充実が必要です。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉等が連携し、支援体制を整備することが必要です。また、2021（令和3）年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアを必要とする児童やその家族が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。

高次脳機能障がい者等の地域生活を支えるため、医療・保健・福祉等が連携し、支援体制を整備することが必要です。また、2026（令和8）年には、高次脳機能障害者支援法が施行され、高次脳機能障がい者やその家族等が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。

乳幼児健康診査等で障がい疑われたこどもに関しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。さらに、障がいのあるこどもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

ひきこもり等の課題に対応するためには、相談体制の充実や安心して過ごせる居場所づくり等の取組が必要です。

また、精神障がいのある人が安心して地域で生活するうえでは、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科の専門病院が非常に少なく、精神科病床も限られており、入院医療の多くは市外の精神科病院で行われています。

そのため、「大阪府医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら、大阪府、堺市と共同で精神科救急医療体制<sup>14</sup>の整備を行うとともに、2005（平成17）年より「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置しています。

大阪市単独事業としては2008（平成20）年7月から休日・夜間の救急外来対応ができ

<sup>14</sup> 休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

る診療所の固定化を図り、一次救急医療体制<sup>15</sup>の強化を行いました。

2015（平成27）年8月からは、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができる「精神科合併症支援システム」の運用を大阪府、堺市と共同で行っています。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関しては、依存症者及びその家族等のニーズに対応できるよう、医療機関や回復施設、自助グループ、民間団体等と相互に連携して、地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

難病に関しては、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾病に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉<sup>等</sup>が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

そのほか、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するうえでも、地域生活での様々な医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制、緊急時の支援体制、在宅療養における支援サービス等の整備・充実が求められるところです。

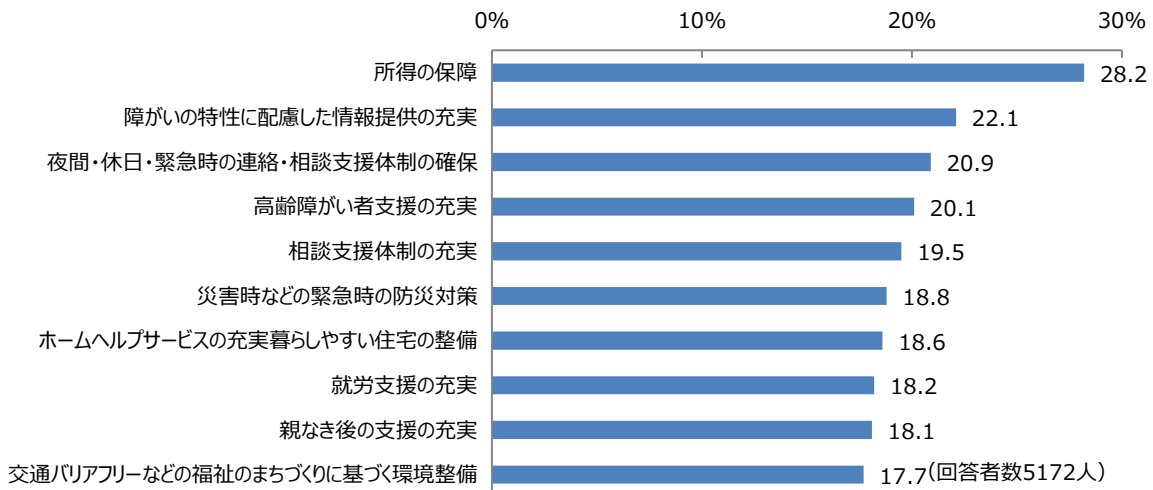
---

<sup>15</sup> 休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

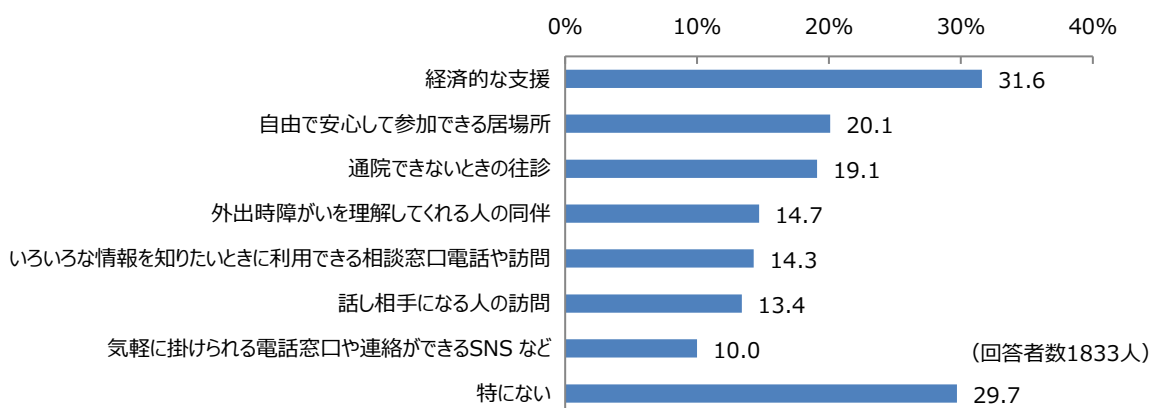
○ 障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】（障がい者本人用調査）

（上位10項目のみ掲載）



障がいのある方への取組について望むことにおいて、「保健・医療・リハビリテーションの充実」と回答された方が20.1%おられ、保健・医療分野の充実への関心の高さがうかがえます。

○ 希望する支援や取組【複数回答】（障がい者本人用調査）



ほとんど外出せず家にいることが多い方が求める必要な支援や取組としては、「経済的な支援」が最も多く、次いで「自由で安心して参加できる居場所」となっています。



## 施策の方向性

### (1) 総合的な保健、医療施策の充実

安心して適切な医療を受けることができるよう、医療機関の受診等に関する支援体制の整備等を行い、健康の維持・増進につなげます。

#### ア 障がいのある人の健康管理の推進

- ・ 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなるため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

#### イ 受診機会の保障

- ・ 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。
- ・ 医療機関受診に際して、支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。
- ・ 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合について、入院先の医療機関で重度訪問介護を利用できる対象者の範囲を2024（令和6）年4月から拡大する予定でしたが、引き続き十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。
- ・ コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。
- ・ 障がいのある人の歯科診療について、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。

- ・ 障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大について、大阪府へ要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。
- ・ 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

## （2）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

さまざまなニーズに対応できるリハビリテーションおよび医療の充実に向け、関係機関との連携や支援体制の構築をおこないます。

### ア 地域におけるリハビリテーション体制の整備

- ・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、また筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。
- ・ 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。
- ・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。

## イ 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

- ・ 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携して、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

## ウ 地域における医療連携体制の構築

- ・ 地域に必要な医療機能 ~~(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)~~ を確保するため、**医療機関の役割分担を明確化し、病床の機能分化・連携を促進して** 不足する医療機能の充足を図り、**質の高い医療を** 効率的に医療を提供できる体制を構築していきます。

## エ 医療的ケアの体制整備

- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関で連携・協議を行い、必要な施策の実現に向け検討していきます。
- ・ 特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。
- ・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できるようなサービスの充実や報酬の見直しを国に要望していきます。
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。

## オ 高次脳機能障がい者への支援の充実

- ・ 高次脳機能障がい者等が地域において必要な支援を受けられるよう、「高次脳機能障害者支援法」の基本理念にのっとり、医療・保健・福祉・教育・労働等の各関係機関が連携・協議を行い、支援の充実に向けて取り組みます。

### (3) 療育支援体制の整備

障がいのあるこどもの早期かつ適切な療育支援体制を整備するとともに、こどもを取り巻く家族を含めた支援等を通じ、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。

#### ア 療育支援体制の充実

- ・ 大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。
- ・ 障がいのあるこどもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がい疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。
- ・ 発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。
- ・ 保護者も含めた家族を支援する観点に立ち、地域で安心して子育てを行っていただけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。

#### イ 連携の強化

- ・ 障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じ

た種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。

#### (4) さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

障がい特性に応じた相談体制の充実や普及啓発、ニーズに応じた保健・医療体制の構築等を通じて、地域生活を支援します。

##### ア 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- ・ 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター（生活支援型）**など等**との連携を強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、区精神保健福祉相談員等へ助言・指導などの技術的支援を行います。
- ・ 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（健康増進と疾病の予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。
- ・ 相談体制を充実させるとともに、**回復途上の精神疾患を持つ方等が、集団的な関りの中で、地域生活に関する自己効力感の向上をはかるために必要な保健・医療・福祉等の知識・対処法等を学び、地域で安定した生活を送ることが出来るように支援します。他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適応するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、精神障がいのある人が、集団的な関わりを持つなかで日常生活リズムを整え、日常生活圏の拡大や仲間づくりを行うことを支援します。**
- ・ 精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、2015（平成 27）年 8 月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、身体科疾患を併発する患者に対する救急医療体制の充実を図ります。
- ・ 身体科疾患を併発する精神障がいのある人が、できる限り身近なところで医療を受

けることができるよう、一般病院との連携をより一層進めていきます。

## イ 依存症対策の推進

- ・ アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症者の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症者の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。
- ・ 依存症に関する相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実を図ります。
- ・ 地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症者の支援についての協議、検討を進めます。
- ・ 2023（令和5）年度から2024（令和6）年度に設置した「（仮称）大阪依存症センター機能検討会議」を経て、依存症対策をより強化するため、大阪府と共同で「（仮称）大阪依存症対策センター」の2029（令和11）年度の開設に向け、基本計画の作成に取り組むとともに、高度専門人材の確保および養成等、機能の具体化のための取組を進めます。~~2023（令和5）年度から「（仮称）大阪依存症センター機能検討会議」を設置し、同センターが担うべき機能について今後議論を進めます。~~

## ウ 難病患者への支援

- ・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、医療費の助成対象となる疾病は順次拡大されており、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。
- ・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。

